

令和5年12月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（12月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	12
熊田喜八君	12
小山克彦君	24
大浦トキ子君	32
北嶋正君	35
散会の宣告	41

第2号（12月6日）

議事日程	43
本日の会議に付した事件	43
出席議員	44
欠席議員	44
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
職務のため出席した者の職氏名	44
開議の宣告	45
議事日程の報告	45

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
延会の宣告	71

第 3 号 (12月7日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	73
職務のため出席した者の職氏名	74
開議の宣告	75
議事日程の報告	75
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
陳情審査報告	86
各委員会閉会中の継続審査申出	89
日程の追加	91
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	91

発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
招集者あいさつ	98
閉会の宣告	98

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果
日程第 5 陳情の付託
日程第 6 村長行政報告
日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	長 場	壮 夫 君	参 事 兼 総務課長	小 山	富美夫 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	参 事 兼 住民課長	内 山	晴 路 君

健康福祉課	森	和	昭	君	産業課長	芳	賀	信	弘	君	
建設課長	櫻	井	幸	治	君	湯支所本長	星	裕	治	君	
教育課長	関	根	文	則	君	生涯学習課	黒	澤	伸	一	君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	北	畠	さつき	書記	石	井	大	輔
書記	渡	邊	久	美				

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和5年12月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和5年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

税務課長、塚目弘昭君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和5年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 円谷 要君

3番 大浦 トキ子君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

[議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇]

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月28日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和5年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は12月5日より11日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君から報告がありましたとおり、本日より12月11日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間と決定することにいたしました。

◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果について、これらについても皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの件につきましては、所管の産業建設常任委員会、総務常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和5年12月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和5年12月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案18件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、全国町村長大会が11月15日に開催され、当面する政策課題に対する取組について、次の大会決議が決定されました。

『町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が加速している状況の中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、重要な産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、度重なる災害からの復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生の推進による分散型国づくりに取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。』

なお、「少子化対策を推進し、こども・子育て政策を強化すること。」など、17事項について、その実現を強く求めることといたしました。

次に、総務関係につきましては、第3回駐在員会議を11月24日に開催いたしました。

1年間の行政運営に対するご協力に感謝を申し上げるとともに、行政区からの要望事項への回答、来年に向けた各種取組の周知と協力を依頼いたしました。

次に、消防防災関係につきましては、10月15日に村消防団秋季検閲式、10月22日には、須賀川消防署長沼分署、湯本分遣所にご協力をいただき、村消防団放水訓練が実施され、多発する自然災害や火災に対する団員の意識高揚、災害への対応力や消防技術の向上が図られま

した。

次に、9月21日に、村とヤマト運輸株式会社において地域包括連携協定を締結いたしました。本協定は、双方の資源を有効に活用し、一層の地域活性化や住民サービスの向上を図ることを目的としており、今後、安全安心な地域づくりや災害対策、地域の福祉に関する事業などについて、協働で取組を進めることとしております。

次に、移住定住につきましては、10月1日に東京都内で開催された県の移住相談会「福島暮らし・しごとフェア」に出展し、村での暮らしや移住支援制度をPRいたしました。

当日は、地方での暮らしや仕事に興味のある方が来場され、そのうち7組8名には、本村の充実した子育て支援の内容など具体的に説明し、移住への第一歩につながるよう推進に努めました。

次に、結婚支援事業につきましては、11月15日にブリティッシュヒルズにおいて、ふくしま結婚・子育て支援センターと合同で出会い交流イベントを開催いたしました。県内各地から男女41名が参加し、コースランチやゲームを楽しみながら交流を深め、12組のカップルが誕生しております。

次に、子ども未来応援事業につきましては、11月23日に「本物のエンターテインメントに触れる事業」として、東京都内で、ミュージカル「ライオンキング」を23名が観劇しました。12月2日には「テレビ局の仕事を体験する事業」として、福島テレビでアナウンサーやディレクターなどを11名が体験しました。いずれの事業も参加した子どもたちのきらきらしたまなざしと生き生きとした姿が見られ、子どもたちが夢を持つきっかけづくりや将来に向けた人づくりにつながるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、コロナワクチン秋接種を10月1日より開始しました。国からのワクチン供給量が少なかったことから、感染時に重症化が懸念される高齢者などを優先に接種を行い、10月末までに集団接種で1,138人、村内医療機関での個別接種で98人が接種を受けられました。

また、先般、国からワクチンの追加供給について日程と配分量が示されたことから、今週9日、10日の2日間において集団接種を実施することとしております。今後も県等を通じ、国に対して必要とするワクチン量の早期供給を要望し、希望される方への円滑な接種に努めてまいります。

インフルエンザ予防接種につきましては、65歳以上の高齢者定期接種を全額公費負担するとともに、妊婦及び1歳から18歳までの村民の方々に接種費用の一部助成を行っており、より多くの方々に接種いただけるよう、さらに勧奨してまいります。

これから年末年始を迎え、人の移動による人流増加や会食の機会が増えてまいりますので、村民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底にご協力くださるようお願いいたします。

します。

次に、福祉関係につきましては、9月16日に4年ぶりとなる村敬老会を開催し、長寿をお祝いいたしました。本年は対象となる75歳以上の方、約150名が参加され、式典終了後には、演歌歌手による歌謡ショーで楽しい時間を過ごしていただきました。

10月31日には、本年度2回目となる、独り暮らし高齢者世帯等に対する臨時配食サービス事業を実施いたしました。35世帯にお弁当を配付しながら、独り暮らし高齢者や生活困窮世帯の状況確認と生活支援を行いました。

11月13日には、小池コウ様、翌14日には平野ミツイ様がめでたく100歳を迎えられ、村からお祝いとして賀寿と祝金を本人へ贈呈し、長寿をお祝いしました。

11月28日には、第5回村社会福祉大会が開催され、長年にわたり地域福祉の向上のためご活躍をいただいた方々に表彰状や感謝状が贈呈されました。また、記念公演では、福島大学人間発達文化学類特任教授の天野和彦氏により、「災害とボランティア」と題した講演が行われました。

次に、子育て支援につきましては、10月2日に、子どもたちの健やかな成長を願いながら、第1子5組、第2子1組、第3子3組のご家庭に子宝祝金を贈呈いたしました。

また、保育所を利用せず、ご家庭で子育てをしている保護者54名に対して、すすく家庭保育応援金の上半期分を9月27日に支給いたしました。

11月22日には、天栄保育所の移転整備について幅広い観点から検討するため、天栄保育所移転整備検討委員会を立ち上げました。メンバーには学識経験者や子育て中の親、保育に携わる方々を委嘱し、新しく整備する保育所へのご意見をいただきました。

今後、先進的な保育に取り組んでいける保育所などの視察を行い、現在進めている基本設計に反映させることとしております。

次に、村民の健康づくり関係につきましては、民間企業と協働でスマホアプリを活用した健康づくりプログラムによるバーチャルウォーキングラリーなど、楽しみながら健康づくりに取り組める事業を展開し、若い世代の健康づくりへの意識啓発と取組を促進しております。

10月29日に開催した健康福祉まつりでは、健康増進及び自殺予防対策として、血管年齢・ストレス測定器を用いたヘルスチェックを行い、生活習慣を見つめ直す機会としていただきました。

さらに、10月より地域自主サロンの開催に合わせ、村食生活改善推進委員会の方々に「主食・主菜・副菜をそろえてバランス食」をテーマとした講話や、お弁当の配付を実施していただいております、食事を通じた健康づくりにも取り組んでおります。

次に、マイナンバーカードにつきましては、9月末まで休日窓口を月1回開設し、カード交付とポイント付与業務を実施いたしました。

令和5年11月12日におけるマイナンバーカード交付率は、81.7%となっております。

次に、税務関係につきましては、10月の国民健康保険被保険者証更新時に合わせ、滞納者世帯に対する納税相談を実施し、10月15日の年金支給日に、関東地方の滞納者への預金差押えを実施しました。

また、村税、上下水道料、介護保険料について、年末にかけ全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めております。

次に、国土調査につきましては、広戸第25地区の沖内が認証となり、現在、法務局において登記手続が進められております。

大里第29地区は、一筆地測量が完了し、仮閲覧の準備を進めております。大里第30地区は、長狭物調査及び一筆地調査が終了し、現在、図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、農林水産省が発表した10月25日現在の福島県における米の作況指数は、102の「やや良」となり、令和5年産米のJAの買取り価格の概算金は、コシヒカリ1等米60キログラムで1万2,400円と、前年より2,300円の増となりました。

しかしながら、農業資材価格の高騰は続いており、これを支援する臨時支援金の受付を11月から開始し、同月末に第1回目を交付いたしました。引き続き、来年1月まで申請を受け付け、順次交付してまいります。

11月3日に第16回天栄米食味コンクールを村健康保健センターにおいて開催いたしました。村内の生産者より出品された78点の中から5名の方が金賞を受賞され、審査員である米食味鑑定士の皆様から、本村で生産される米の品質に高い評価をいただきました。

翌日には、道の駅季の里天栄で新米販売会を開催し、試食を提供しながらPRを実施いたしました。

12月1日、2日に新潟県津南町で開催された第25回米・食味分析鑑定コンクール国際大会においては、5,092点が出品された中、国際総合部門で芳賀育実さんと吉成邦市さんのゆうだい21が、都道府県・海外地域代表お米選手権部門では塚目剛さんのゆうだい21が、それぞれ金賞を受賞され、改めて天栄米の美味しさが全国にPRされました。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業において、牧之内字日向久保地内の約13ヘクタールの森林整備が11月に完了し、現在、大里字愛宕山・小井田輪地内の約3ヘクタールの森林整備を年度内完了に向け進めております。

次に、商工観光につきましては、9月末まで「泊まってエールキャンペーン」を実施し、1,000人泊分の宿泊費助成等による観光入込みの回復を図るとともに、10月1日に、第2弾となるプレミアム率20%のプレミアムてんえい商品券を販売し、物価高騰の影響を受けている村事業者の支援に努めました。

10月22日に、羽鳥湖高原健康ウォークを開催いたしました。秋の行楽シーズンに当たり、

関係機関にご協力をいただき羽鳥湖周辺の環境美化作業を実施したほか、当日は参加者へ田舎汁を振る舞うなど、約1,000名の参加者に秋の羽鳥湖高原の紅葉を楽しんでいただきました。

11月15日には、4年ぶりにてんえい商工祭が役場駐車場において開催されました。多くの方々が来場し、様々な催しを楽しんでおり、夜の花火までにぎわいを見せておりました。

そのほか、11月には首都圏や仙台市において、福島県や関係団体と共に観光商談会や教育旅行キャラバンなど各種イベントに積極的に参加するとともに、観光協会による教育旅行の誘致に向けた訪問活動を実施し、村の観光資源や特産品のPRを行いました。

次に、社会資本整備総合交付金事業につきましては、通学路合同点検により対策が必要とされた箇所における通学路交通安全対策工事を11月に着手いたしました。

また、村道の防災機能の強化を目的とした防災・減災事業の芝草・鎌房線及び飯豊・芹沢線の舗装修繕工事、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業の飯豊地区及び女神地区の水路改修工事、横内池のため池堤体改修工事もそれぞれ11月に着手いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、県指定の小中英語パートナーシップ推進事業が、最終年の3年目を迎え、10月27日に天栄中学校及び広戸小学校において、外国語科の授業を公開し、県中管内の小・中学校、教育関係者の方々に参観していただきました。

両校の授業では、自分の気持ちや考えを英語で友達と互いに伝え合う活動に積極的に取り組む児童・生徒の姿が見られ、3年間の集大成を発表することができました。

10月1日には、議員の皆様ご臨席の下、湯本小学校創立150周年記念式典が挙行され、児童による150年の歴史や思い出等の発表や、全国へき地教育研究連盟による記念講演が開催されました。

10月17日には、天栄中学校で福島県知事による特別授業が行われ、「ふくしまの魅力とふくしまの未来」をテーマに、赤べこと起き上がり小法師が世界的に愛されている理由を用いて県民性のお話しいただき、天栄プライドをもって頑張りたいと生徒へ力強いエールを送っていただきました。

11月27日には、天栄村立小中学校統合委員会で川内村立川内小中学園を視察し、校舎内の見学を行いました。

また、10月から11月にかけて各小・中学校で学習発表会や文化祭が開催され、学習や活動の成果を保護者や住民に披露しました。

幼稚園につきましては、10月1日に天栄幼稚園運動会を開催したほか、天栄幼稚園と湯本幼稚園の園児と一緒に学ぶ交流会を実施いたしました。両幼稚園では、普段の幼稚園生活の様子をいつでも見学できるフリー参観や幼年消防活動を実施するなど、行事や保育内容を工夫し、保護者や地域と連携を図る教育活動の実践を行っております。

次に、子どもたちの活躍につきましては、岩瀬地区造形展において、村内各小学校の児童が県推奨作品に多数選出され、村発明工夫展においては、多くの作品が県発明展へ選出される活躍がありました。

また、天栄中学校の吹奏楽部がサクソフォン三重奏でTBCこども音楽コンクール東北大会へ出場、テニス部が福島県中学生新人テニス選手権大会において、男子団体の部で準優勝し、東北大会に出場するなど、子どもたちのすばらしい活躍が見られ、村民に明るい話題を提供していただきました。

次に、生涯学習関係につきましては、10月28日、29日に第59回天栄村文化祭を開催いたしました。本年は、生涯スポーツフェスティバル、ステージ発表のほか、大道芸人によるパフォーマンスやよしもと芸人によるお笑いライブを開催し、コロナ以前のようなにぎわいと村民の笑顔であふれた文化祭となりました。

次に、生涯スポーツ関係につきましては、9月16日に市町村対抗福島県軟式野球大会1回戦が行われました。惜しくも福島市に敗れてはしまいましたが、最後まで諦めずに全力でプレーする選手の姿に来年の活躍が期待されます。

11月12日には、東日本女子駅伝競走大会が福島市において行われ、天栄中学校出身の岩崎麻知子選手が福島県の代表として第2区を1位でたすきをつなぐすばらしい力走を見せ、本県16年ぶりの3位表彰台へ大きく貢献された姿は、多くの村民や県民に元気を届けました。

また、11月19日に第35回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。本村選手団は、中学生を中心に幅広い年代の選手で臨み、第1区において岩崎麻知子選手が、第16区では幡谷原太選手が、それぞれ村の部区間賞を獲得するなど、一人一人が力を出し切るとともに、チーム一丸となって走り切り、総合成績で昨年より順位を10上げた35位、村の部で8位と健闘し、見事に敢闘賞を受賞しました。

次に、湯本公民館事業につきましては、11月5日に、湯本体育館において第48回湯本地区文化祭を開催いたしました。湯本幼稚園、湯本小の子どもたちによるステージ発表、作品の展示、農林産物即売会のほか、4年ぶりとなる地区の方々の芸能発表も行いました。

また、11月24日には、県主催のeスポーツ体験会を開催し、eスポーツを通して、湯本小学校の児童と高齢者との世代間交流を深めることができました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案18件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認につきましては、物価高騰対応商品券発行事業に要する費用を計上した令和5年度天栄村一般会計補正予算を専決処分したため、報告し承認を求めるものであります。

議案第2号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、電子証明書搭載のスマートフォンを利用して、コンビニエンスストア等に設置されてい

る多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、去る10月3日に行われた福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告などを踏まえ、職員の給与改定等を行うものであります。

議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、青少年のスポーツ振興を図るため、村内高校生以下の体育施設使用に係る使用料を無料とするよう改正するものであります。

議案第9号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、簡易水道事業、農業集落排水事業、簡易排水処理事業及び大山地区排水処理事業に地方公営企業法の規定を適用させるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第10号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更及び議案第11号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更につきましては、鏡石町健康福祉センターの開所により執務場所が移管されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、天栄保育所移転整備に係る用地を取得するに当たり、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 令和5年度天栄村一般会計補正予算につきましては、住民税非課税世帯に対する重点支援給付金給付事業、ふるさと納税事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、小・中学校空調機器設置事業及び給与改定に伴う職員手当などの増により、歳入歳出それぞれ1億3,212万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億5,130万円とするものであります。

議案第14号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、診療施設勘定において、給与改定に伴う職員手当の増により、歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,274万6,000円とするものであります。

議案第15号 令和5年度天栄村牧本財産区特別会計補正予算につきましては、財産区有林に隣接する住宅の支障となっている支障木伐採事業の実施の増により、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を203万7,000円とするものであります。

議案第16号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、給与改定に伴う職員手当などの増により、歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億616万1,000円とするものであります。

議案第17号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳出予算を組み替えるものであります。

議案第18号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、給与改定に伴う職員手当の増により、収益的収入及び支出において5万1,000円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和5年12月5日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

50分まで休みます。

(午前10時32分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時50分)

◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。質問は、最初に8番、熊田喜八君、次に4番、小山克彦君、次に3番、大浦トキ子君、次に1番、北畠正君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 初めに、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） 一般質問を通告どおり2点ほど質問させていただきます。

二十歳の式典について。

天栄村の成人式は、なぜ1月ではなく8月になったのか、その経過説明をお願いします。

また、成人式をされた方やこれから成人する方も晴れ着姿で成人の式を迎えたいという声

を多く聞きます。村長はどのようにお考えなのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

二十歳の式典につきましては、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを趣旨として、二十歳を迎えた方々を対象として実施しており、昭和30年の合併以来、成人式を1月に開催しておりましたが、昭和50年よりお盆の開催に変更しております。

また、令和4年より成年年齢が18歳に引き下げられたことから、式典の名称を二十歳の集いに変更し、現在に至っております。

開催時期を変更した昭和50年当時の詳細な経緯は不明ですが、当時の村の広報誌である「公民館報てんえい」に「成人式における成人者の服装が年々豪華になり、それらの衣装代も容易でないことから、村では昭和50年から夏の成人式に切り替える」との記事が掲載されており、衣装代などが年々増加していることや、全国一斉に行われるため、近隣の美容室で振り袖の着つけができず、冬期間、早朝から遠方の美容室まで着つけにいかねばならないことも成人者やご家族の負担となり、開催時期を夏に変更したものと推察しております。

式典の開催時期につきましては、平成29年11月に、平成30年から令和2年に20歳を迎えるご本人とご家族を対象にアンケートを実施し、成人者ご本人、ご家族とも8月開催がよいとするご意見が上回る結果であったことから、現在も8月開催を継続しております。

村といたしましては、今後、式典に対するご意見やご要望が多く寄せられた際は、再度、アンケート調査などを実施し、式典の在り方を検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 服部議長さんが、今から5年か6年前ですか、29年9月に同じような質問したんですよね。そのときの内容、全部説明するのは長くなりますけれども、そのときには雪とか、通勤するとか、あと結局は今言った衣装代にかかる。そして今、村長さんは、衣装代にかかるばかりじゃなくて、パーマ屋さんとか何かが、衣装代の着つけのほうが大変だと。その当時は着つけというのはほとんど自分の家でやっていたよ。今から40年、50年前の着つけというのはみんなその家庭のお母さん、おばあちゃんが着つけできましたから。今はほとんど着つけのできる人というのはいないから、それは村長さんは間違っています。その当時、着つけが間に合わないからじゃないんですよ。その当時は、結局はお金がかかるから。

でもね、前に議長さんも質問しましたけれども、レンタルというのがあるんですよ。レ

ンタルで5万か6万ぐらいでできるんですよ。ところが、その当時の議長さんの質問の内容を聞きますと、天栄村の成人式は成人式でやって、そして1月は1月で自分で着つけをして、そして年に2回家族で成人式をやっていると、そういうふうな内容なんですよ。そうすると二重にかかっているということは、かえって天栄村の成人式、今は二十歳の集いになっていきますけれども、二重にかかっているということが数多い。私も何人かに聞いてみたら、やっぱり1月に結局娘に晴れ着を着せたいからといって、1月に晴れ着を着て写真撮りというんですか、そういうのやっている人結構多いんですよ。

だから、逆に言うと、天栄村の成人式は2度やっている人が結構多いということですよ。8月15日に成人式があつて、そして1月の成人式には、今度は自分で振り袖を着て写真撮りだけやって、そういうふうにやっているという方が多いということは、二重にかかっているということですよ。それに対して、村長さんはどのような考え、そういううわさを聞いたことがあるとか、また村長さんは自分の身内とか自分のお子さんに、例えばおいっ子、めいっ子に、そういう成人式になった、そういうお子さんからそういう意見なんか聞いたことがあるか。また自分の身内のいとことか親戚の場合で、そういうふうにお正月に、結局は訪問着を着て、そして晴れ着を着て、そして写真だけは一生に一度の記念日だからと撮ったという、そういううわさは聞いたことありますか、またそういうことを伺ったことはありますか、お聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あまりそのような2回写真撮りをしたり、成人式、二十歳のものでやっているというのは、それほど聞いたときは私はないんですが、ただ、よく聞くのは、なかなか同じ時期なので、着つけ、あとは美容室というような中で、なかなか順番を取るところ、そういったところが遠くに行かないとないんだというお話は聞いたときはあります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、村長さんの親戚とかお友達でも何でもいいです、そういう方々で8月の成人式は成人式でやりましたけれども、一生の思い出だからといってまた1月に晴れ着を着て、そういう記念写真を撮ったと、そういう話は聞いていますかと聞いたんですよ。何というんですか、パーマ屋さんとかそういうところが忙しいとか何かと、そういうのを聞いているんじゃないですよ。

そういうふうにし内とか親戚、お友達の中で、夏には成人式をやりましたけれども、冬には冬にちゃんと晴れ着を着て一生の思い出に晴れ着姿で写真を撮ったという、そういうことを聞いていますかと聞いたんです。そういう話を聞いていますかと聞いたことありますか

と聞いているんです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私は聞いたときがないですね。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私のところに聞いているので、村長さんらが聞いていないとおかしいんじゃないと思うけどな。親戚に女の子いないというわけじゃないでしょう。ここ何十年ですか、これもう四、五十年以上、成人式は夏になっているんですよ、もう年齢的にすれば。その間で恐らく役場の職員の皆さんのお子さんとか何かで、あれじゃないですか、夏の成人式に出て、冬には成人式じゃなくてちゃんと晴れ着を着て写真を撮ったというのを、そういう役場の職員の中とか、お友達の中、そういうことを一度も聞いたことない。今、ないといっって言ったんだから、ないんだろうね。

私のところにはあるんですよ。議長さんのところにもありましたんですよ。だから、議長さんが一生懸命、二重に、かえってお金かかるんじゃないですかと。それも今着つけだって5万か6万でできるんじゃないですか。その当時は6万も7万もかかったけれども、今は50万ぐらいでできるんじゃないですか。

晴れ着も1回つくったからってそれで終わりじゃないんですよ。その晴れ着をつくったならば、自分のいとことか、自分の親戚の人に昔は貸していたんですよ。全部が全部晴れ着を、3人子ども生まれたからって3人に全部、晴れ着買ってくれたわけじゃないんですよ。うちの実家の話なんか聞くと、長女がそのときに晴れ着をつくって、それが次女、三女まで同じ晴れ着を着るみたいです。昔はレンタルというのがなかったからほとんど自分の家でやったらしいですけどもね。そういうのも自分のおふくろが全部着つけをやってくれたみたいですよね。

だから私の言いたいのは、そういうふうに正月、国でやっている成人式に晴れ着姿で、テレビなんかでやっていますよね、晴れ着を着て。そして何かショールというんですか、羽織って。そしてみんなして集まって、ああいうふうにしてにぎやかに。ああいうテレビの姿を見ていて、やっぱり夏よりも冬に、ああいうふうに晴れ着を着て成人式をやりたいという人が多いんですよということを村長に分かってもらいたいということですよ。

それで当時の、今の議長さんがアンケートを取ったらどうですかということでアンケートまで取ったんでしょう。そのアンケートというのはどのような取り方をしたんだか。そして、その内容はどのようになっているとか、そのアンケートの結果。その結果に対して村はどのような対応をしたのか。アンケートの取り方ね。何歳から何歳までやったとかね。全村民に

聞いたとか。例えば15歳から20歳までとか、21歳までとかと、その年齢を制限してやったのか、その辺を詳しく教えてください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、この開催時期につきましては、平成29年11月に、平成30年から令和2年に二十歳を迎えるご本人とそのご家族を対象にアンケートを実施し、成人者ご本人、ご家族とも、8月開催がよいとするご意見が上回る結果であったことから、現在も8月に開催を継続しているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長、私の聞いているのは、そのときのアンケート取った内容を聞いているんですよ。何歳から何名までの方をやったのか、そしてその結果は、結局は夏の成人式でいいという人が何名いたのか。

例えば、成人式となれば、今は18歳だけれども、その当時は何歳から何歳までの年齢を対象にしてやったのかということを知っているんですよ。だから、その結果の、例えば卒業生が、当時の該当者だけやったんなら該当者の人数、何名にアンケートをして、そして、いや現状のままで結構ですよという方と、あるいは1月にやってもらいたいという、そういうような。そのアンケートの取った、そのもし資料があるなら見せてくださいよ。そのアンケートを取ったときの資料があるなら、どのようなアンケートの資料を、5年前ならあるんでしょう、そのときのアンケートの資料があったら見せてください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時05分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時11分）

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、17歳から21歳までやったということですよ、あのアンケートがね。19歳まで。そうすると、当時はもう、何というんですか、天栄村はもう46%の方が夏が成人式だと、そういうふうに浸透しているということですか、このアンケートを見るとね。

そして、1月にやってもらいたいという人が31%がなかったということで、村のほうではこれは、いきなりじゃ1月するというわけにもいかなかったという、そういう答弁ですか。

村長にもう一度伺いますけれども、私も一応頼まれた手前、もう一度アンケート取ってもらえないですか、これ、もう一度。今言った年齢、17歳から20歳まででいいですけどもね。

そして、これ、あれなのかな。私の言った人はもう切実に言ってくれたかもしれないけれども、天栄村の住民というのは、もう成人式というのはもう夏にやるものだと思って、そういうものだと思い込んでいるのかね、生まれた当時からもうそうなっているから。もう天栄村はもう成人式というのは夏になるものだと。本当は成人式というのは1月にやるものだと思う。

でも天栄村の、福島県の場合は17町村ですか、8月にやっているのは。そんなに多くはないんですよ。天栄村はよその市町村に比べて早いほうだったんですか、遅いほうだったんですか、そこまでは調べていない。どこどこがやったからそれに合わせる。

あとね、アンケートの調査に、こういうふうな調査じゃなくて、担当の課長もよく聞いておいてください。アンケート取るときに、夏の8月のほうがいいのか、1月のほうがいいのかじゃなくて、晴れ着を着たいという方が多く聞かれますので、それで、8月に晴れ着を着られないからと1月に成人式をやりたい、でも天栄村は8月だから、1月に晴れ着を着て記念写真を撮っている方というのも数多くいるみたいですよ。その辺も考慮してやらないと、これはもう天栄村の、こういうふうに書いてくださいという返事をもう当てにしているような書き方ですよ、このアンケートの取り方は。何か誘導尋問にかかっているようなものですよ、どちらがいいですかとなれば。

その前に、こういうふうな意見がありますけれども、意見を入れてからアンケートを取ってみてくださいよ。そうすると、二重にかかる方も多そうです。

だから、今の子どもは晴れ着を着たいと思わないのかね。うちの子どもなんかも、天栄村の子どもからエマちゃんは須賀川に行ったからいいけれども、天栄村は晴れ着は着られないんだ。だけれども写真だけは撮ったんだと、そういう話ですよ。

でも、その成人式の方は、やっぱりみんなでそろって1月にみんなで晴れ着姿で会いたいというのが正直なところだと。私はその辺を重く受け止めて、村長に村の対応を聞きたいんだけど、これアンケート調査取ると、ええ、と思ったのは、これでは何か村が何か誘導しているようなアンケートの取り方だね。こういう方が多いですけども、皆さんはどうですかということをやってくれないと。例えば、8月に成人式やっていますけれども、1月には一生の思い出だからといって晴れ着姿で、そういう方も多ということなので、そういう言葉も入れてあげないと、平等に。今までそれでやっているから、これでどうですかということ、それでいいんじゃないのと、総会も何かもみんなそうじゃないの、ちゃんと説明しないと。こういう場合はこうするから、こうするからと、皆さんどうですかと。そういうふうに

持っていかないと、大体今までのとおりでいいじゃないですかと、面倒くさいからそれでいいんじゃないのと、そういうの多いんじゃないですか。

だからやっぱりそういう人らの心の思いとか、あと、今先ほど言ったように、1月にわざわざ一生の思い出だからと晴れ着を着る方もいるということをやちゃんと付け加えてからのアンケート取って見たらどうですか。それだとまた変わると思うよね。そういう方々の思いを入れて。ああ、そういう方もいるんだ。

その辺はやる気はあるか、ないか、村長、お聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も別に8月にこだわっているわけではありません。皆さんがやっぱりいい方向で決めていく、それを尊重した形で進める。いろんなご意見をいただいた中で、皆さんにアンケートを取った結果が、8月です。私成人式はずっと出ていますが、晴れ着を着て出てくる方もいますし、会津地区見れば、二十歳の集いでも晴れ着を着ている人も見受けられたりしています。

誘導のアンケートといえますか、どっちがいいですかと素直に聞く言い方のほうが誘導にはならないのかなというような、私は捉え方しましたけれども、そういう声が多いのであれば、別にそれは皆さんがいい方向になるのであればそれでいいんですけれども、そのアンケート調査の中で、やっぱり8月がいろいろ負担軽減につながるということのご意見だったというような私は受け止め方でございました。

また、そういうお声があるのであれば、それはどういうふうな形になるか検討はしてまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この文章見ますと、Q、今までどおりでよい、とか、そういうふうのほうが出ているから、やっぱりそっちのほうにつけちゃうんですよ。その上に、ある程度の内容を書いて、こういうふうな内容なので皆さんにお伺いします、その時に、一番最初に、今までどおりでよいとか8月でいいとかなんて、その後、そっちのほうに書いてしまうということですよ。これが誘導ですよ。これを書かなければいいですよ。どちらがよいですかと言えば。だって一番最初に、今までどおりでよいと書けば、みんなそっちのほうにしちゃうでしょうよ、これ見ますと。

だから、その辺は、私の娘は天栄村でないからあまり強く言えないけれども、頼まれた人に、何とか熊田さん、お願いしますという、先ほど言ったとおりに、かかる人は二重にかかっている方も多い。

だから、元に戻すといってもちょっと難しいというのは分かる。でも、この46%と31%というのは1対1だから、ちょこっとした言葉の使い方によって、これは倍、変わります。

その辺の文書の書き方も、もし何ときには私が書いて課長のほうに持っていきますから、こういう書き方ではどうですかと。このように書けば変わりますよと。それで変わらなかったらば、恐らく変わると思う。

これで終わります。とにかく課長さん、よろしくお願いします。

じゃ、2点目です。

旧湯本中学校について。

村長は、以前の質問したときには、旧湯本中学校の対応については、今後、湯本地区の皆さんとよく話し合いをして進めていきたいとのことでしたが、その後、何度話し合いをしたのか、その内容を具体的に伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

旧湯本中学校の利活用について、湯本地区住民の方々からご意見を伺う公聴会を本年2月27日及び5月18日の2回実施いたしました。

1回目の公聴会におきましては、14名が参加され、私立学校等の教育施設の誘致、湯本地区住民の交流施設、デイサービス等の高齢者施設、コワーキングスペース、企業等の研修施設への転用などといった意見が出されました。

2回目の公聴会には8名が参加され、1回目のご意見に加え、春休み等の勉強合宿施設、教育旅行受入れ施設、民間資金を活用した施設、外国人を受け入れる日本語学校の誘致などのご意見も出されました。

村といたしましては、こうしたご意見を踏まえながら、湯本地域の未来につながる利活用となるよう検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にもこのことに対しては何回も質問しましたがけれども、湯本の住民の方々の、2回しかやっていないと言ったかね。1回目よりも2回目的人数が少なくなっていますよね、この会合の人数が。そうすると、だんだん尻すぼみになっているんじゃないのか、話が。

ということは、私が言いたいのは、ある程度役場、村としての案を出してみてくださいよ、どういうふうにしたいか。最低でも3つぐらいの案を出して、その中で絞っていかないと、これは何年もかかりますよ。1年、2年では決まらないですよ。学校はそのまま老朽化しますからね。清掃もしなくちゃならない、管理もしなくちゃならないですから。

だから村として、教育課、あと総務課長、教育課長、そして生涯学習課長、あと住民課長ですか。そういう課長が何名か、4名か5名の課長で練ってもらったらどうですか。どのようにしたらか。あと健康福祉課長も入ってくださいよ。そして、一番いい方法を考えてください。企画政策課長も入らなくちゃ駄目ですね。それだと課長全員だよ。課長全員で、どのようにしたらいいかと。天栄村のその住民の方々の意見を聞いても、恐らくこれは2年、3年かかると思います。それよりも、課長たちの知恵を集めて、課長たちがどういう方法があるかと。村長さんね、これになっちゃうとこれで駄目だとか、これで駄目だとかと、それでは絶対話は進みませんよ。これとこれとこれと組み合わせれば何とかなるとか、それにどうという考えがあるとかと。

結局、私の言いたいのは、何かできないほうに、できないほうに説明しているようにしか聞こえないんですよ。結局は、地域で意見を聞くと言ったから、私も地域の意見はどのような意見なのか、待っていたんですよ。地域の意見だって、この役場の職員の何十年も経験者、行政の経験者、この中の方々の経験、それに対して私らがチェックする立場なんですから。その3つとか4つに案を絞ってもらって、何がいいか。これが駄目だったら、これが駄目だったらとって、二重、三重、四重、五重に考えてくださいよ。これが駄目だったら、もう一回またやり直しとか、それではとてもじゃないがなかなか進みませんよ。余計なことかもしれないけれども。今あの小・中学校の統合問題なんて、もう5年、6年以上過ぎているでしょう、もう。

だから、とにかく速急に対応するには、とにかく役場の職員の知恵を絞って、そして皆さんの意見を聞いて、村長さんも聞く耳を持って、どういう方法がいいか。

私もいろいろ案を出しましたよね。安価な老人ホームを造ったらどうですか、村単独の。それは可能なのか可能でないか。これから老人ホームに入る方とか、痴呆症の方が入りたくても、なかなか入れない。それ、なぜ入れないかという、年金6万とか7万しかもらっていない人が結構多いらしいんですよ。そうすると、子どもたちから2万とか3万応援してもらえば何とかできるような方法とか、いろいろ考えてみてください。そうすると、今度は、当時の課長さんにも話ししたんですけども、天栄村外の人、天栄村から出ていった人ね、出て行って、75歳とか80歳ぐらいになると、よく聞いてくださいよ、マンションとかと契約してくれないんですよ。だけれども、出ようにも出られない人がいっぱいいるんですよ。公営住宅の場合はいつでも出られるんだけど、普通の一般のマンションの場合はもう、買取りとかさうだからだけれども、公営住宅なんかには、もう本当に出ていなくて独り暮らしで住んでいる人が、それこそ壊したくても壊せないと、そういう公営住宅がいっぱいあるんですよ。それ、なぜかという、誰も引取りがないから。最後には孤独死になるということですよ。そういう方を天栄村で引き取るということもどうですかということ。そして、

天栄村に来た場合には、東京の場合はお墓買うんだって500万、600万のお金がかかるわけですよ。天栄村に来た場合には、ある程度の給付金、例えば70歳だったら、70歳から100歳まで生きた場合にはどのぐらいの金額かかるとか計算してみて、そして給付もらった場合には天栄村で、生まれた故郷で住んでもらうような方法。そうしたら社会保険、今の国保が高くなって無理だと。その場合はどうすればいいとか、国保が高くなった場合には。けれども、国保にしても75歳以上になると今度は後期高齢者というんですか、後期高齢保険というんですか、変わるわけでしょう。

だから、いろいろあると思うんですよ。だから、天栄村出身の方々には優先的に入れるとか、何かいろいろな方法を考えてみてくださいよ。いろいろあると思いますよ。あれが駄目だ、これが駄目だでなくて、いろいろな課長たちの知恵を絞れば、ふるさと納税を使うとか。いろいろあると思うよ。ふるさと納税を幾らした場合には、これだけの恩恵を受けて墓地つきで、天栄村のほうで墓場まで面倒見ますとかと。そういういろいろな方法があると思いますよ。

本当に村長さんは、天栄に住んでいるから分からないけれども、東京辺りは500万、600万で建たないくらい高いんですよ、そのお墓だけで。お墓だけで500万円ですよ。考えられないですよ。

だから、多摩霊園とか八柱霊園とかなんていうと、30キロも40キロも先にお墓建てなくちゃ駄目なんですよ。ここでいうと東山霊園に行くぐらいですよ、郡山の。そのぐらいのところに行かないと、500万ぐらいのお墓というのは買えないんですよ。それでも500万。それもこのぐらいのお墓ですよ、区画墓地で。あそこに石塔建てるとなるといったらば、何千万もかかりますよ。この辺の天栄村にあるお墓あるでしょう。あんなほうから建てたらば、それこそ1,000万ぐらいかかるぐらいの感じですよ、あんな立派なお墓。規格墓地でも500万ぐらいかかるんです、東京の場合。

そういうふうなところをうまくかみ合わせて、そして天栄村に来れば一生面倒を見てあげますよ。そしてこれからは、そればかりじゃないですよ。湯本中学校もそうだし、湯本小学校も空くわけですから、そうするとそこに、前にも言ったことがありますけれども、天栄村の元気で丈夫な65歳以上過ぎて、元気で丈夫な人がいっぱいいるわけですから、その人らに働いてもらうとか。その人たちが働いた分は、今度はポイントとか、現金でもらってもいいけれども、ポイントとかそれをためて、そして自分が優先的に入るとかと、いろいろな方法ありますから、とにかく考えてみてください、村長。答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも、まずは湯本地域の方々に、どういう活用の仕方がいいかというようなことでご意見を聞きました。今ほどご指摘あったように、今度は内部で、そういった中でどういう利活用がいいかも検討する。

これまでも、教育施設の跡地なので、教育に関わるものがないんじゃないかと、そのようなご意見もありましたので、そういったところもまた踏まえながら、どういうものがこの地域にとっていいのかというような中で、検討に検討を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私も実は何名かの人に聞いてきましたよ、湯本の方々に。そうしたら、なかなか熊田さん、まとまるものじゃないと。私らに任せられ、地域の人に意見を聞くといっても、意見がみんなばらばらだと。まとまらないと。まして、そういう大きな問題なんかは。やっぱり村である程度の案をつくってもらって、それに対してどれがいいか。そしてそれで、そこまでいかないとなかなか決まらないらしいですよ。湯本には小山議員さんがいるんだもの。筆頭になって、委員長になって、そういうふうにやってもらえばよろしいんじゃないですか。よろしくをお願いします。

そういうふうには方法が、そして、特別委員会なり、旧湯本中学校健全化特別委員会とか、そういう委員会をつくって一生懸命考えて。2回ぐらいでなんていうのは決まらないですよ。

私、公立病院8年やりましたけれども、8年かかりましたよ、あの公立病院が改革するまで。何名の方に公立病院を代わってくれと言ったけれども。とてもじゃないが、人に譲らなくて8年間かかりましたけれども、それこそけんか腰ですよ、最後には。そのぐらい議論しないとまとまらないですよ。

本当に課長たち話し合って、それで特別委員会をつくって、速急に対応しないと、なかなか村民の皆様集めて話ししたって、地域の住民の皆様集めたって、話なんかまとまらないですから。本当に、ただ、わあわあ反対の意見とか。簡単に言うと、あの人が言うことは俺何でも反対だという人もいますからね。

だから、正しくても反対する人もいるわけですから。だから、ある程度の役場の課長たちでもみ合って、そして湯本には小山克彦議員さんがいるんだから、そしてそのときに、ある程度のものがまとまったらば、旧湯本中学校の健全化特別委員会とか何かを設置して、そして1年ぐらいでまとめるようにしなくちゃ駄目だと思うんですけどもね。

総務課長にも前に言いましたよね、その話をね。その後、総務課長はどのように思いますか。その後、今の私の話を聞いて。総務課長なんだから、ある程度の一番の案を持っていないくちや困りますから、一応お話聞いておきます。あなたの思うとおりに話してください。余計なことしゃべらないでなんて言わないから、大丈夫だから。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今ほど熊田議員のほうからもおただしがありましたように、旧湯本中学校に関しましては、まず全体で考えるべきというふうに考えております。

ただ、私ども村の中では、やはり行政コストの問題、または地域の方々のご意見、様々なところを総括しながら今後進めてまいらなければならいと、それが住民の方々、天栄村全体の利益につながるものというふうに考えておりますので、そういったところを各課連携しながら考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では総務課長ね、どうしても地域の方、地域の方とあなたも地域の方だから、やっぱり地域を無視できないということは分かります。だから、もう一回ぐらいは地域の方で話し合つて結構です。あと1回か2回ぐらいは。早急に地域の方と。そしてまとまらないようだったらば、これは村のほうで、湯本中学校健全化特別委員会という、そういうのを設置して、村のほうで、私たち行政のほうで考えますけれども、そのときに3つか4つぐらい案を出しますから、そのときの皆さんのご賛同でよろしいですかと、そういうふうにしていく気はありますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） お答えいたします。

今8番議員がおっしゃつたとおり、やはり皆さん方のもう一度ご意見を伺いながら、その後に関しましては、その中で意見等吸い上げましてお示しできるように、各課のほうで検討しながら、お示しできるように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言つているのは、地域の方々の意見を聞くなじゃないよ、ないがしろにするなじゃないよ、なかなか地域の方々の意見ではなかなかまとめるのは困難だから、皆さんの役場の職員の中で話し合つて、そして湯本に議員がいるわけですから、湯本の小山克彦議員さんがいるわけですから、そういう方を委員長になつてもらひ、役場の職員の何名の方と湯本の何人かの方になつて、そして委員会つてつくる。そしてまもなくちや駄目ですよ。みんなの意見聞いても、それはまとまりませんから、もう少し地域の方、もう1回か2回聞いてはいいです。ないがしろにしろとは言わない。話聞くなでなくて、時間がかかり過ぎますから、早急にやるのにはそういう対応取つてくださいと。そして委員会をつくつて、そして委員会の話によつて、3つぐらい案をつくつて、そして皆さんにこの案でやりますか

らと説明して。そうしないと、時間ばかりかかってなかなか進みませんから、そのようにしてくださいというのは、地域の意見を聞くとか、地域をなしがしろになんて、そういうつもりはありませんから。ただ、まとまらないから、早急にやる場合には課長会で決めて、その課長会の中から3名か4名か選んで、そして湯本の議員さんとか、副議長さん入ってもらって、五、六名か七、八名ぐらいで決めないと、なかなか決まりませんよという意味。そうしないと進みませんと。そのときに、決まったことには今度議会でかければいわけですから。

だから、ただ私の場合は、私の意見はありますよ。あっても村長さんはそっちのあれで進んでくれないから。くれないからって、そのままほっておくわけにいかないから、何か方法を考えなくちゃ駄目だということですよ。村長、どうぞ、答弁。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ご指摘のとおりで、様々な活用方法、どういったのが一番いいのかというようなことで検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく、一番村民に喜ばれる方法。私は天栄村から出ていった村民の方々も思って、その方々がまた安心して天栄村に来て、生まれ育った天栄村に戻って、天栄村で一生を終えさせたいような、そういう考えがあって言ったことでありますけれども、何でもそればかりが正しいとは、それは私の考えですから。そういうのも考慮して、そしていろいろ考えてみて、一番いい方法を取ってください。

とにかく私の質問は、そういうことでよろしくお願いします。

終わります、議長。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中でございますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

（午前11時43分）

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 小 山 克 彦 君

○議長（服部 晃君） 次に、4番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

4番、小山克彦君。

[4番 小山克彦君質問席登壇]

○4番(小山克彦君) 天栄村会議規則によりまして、通告のとおり一般質問を行います。
福島空港の台湾便就航について。

来年1月16日から台湾との定期チャーター便が週2往復することになり、さらに3月からは国際定期便として新規就航することになりました。さきの震災以来、13年ぶりの国際定期便の復活とのことだそうです。これにより、県観光産業の復活が大いに期待できるものと思います。

そこで、我が村もこのチャンスを他人事とせず、台湾観光客の好みに合った観光商品を創るなど、しっかり売り込むべきと思います。

このことについて、村長は、天栄村にも誘客の可能性があると思うのか、また、そのために何が必要と考えるのか伺いたいと思います。

○議長(服部 晃君) 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長(添田勝幸君) お答えいたします。

福島空港の台湾便につきましては、13年ぶりの国際便就航となり、東日本大震災及び原発事故、さらにはコロナ禍により低迷した本県の観光産業の活性化、インバウンド市場の回復が期待されております。

本村では、これまで「泊まってエールキャンペーン」や「教育旅行誘致」により村内外からの誘客を行うとともに、コロナ禍以前は国の「キズナ強化プロジェクト」、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」において、インド・台湾などの学生を受入れ、交流を図るとともに、平成29年には私自らが台湾に赴き、旅行事業者へPRを行ってまいりましたが、コロナ禍により中断せざるを得ない状況が続いておりました。

コロナ禍が明け、インバウンドが回復の兆しを見せる中、今後、コロナ禍以前に実施していたこのような事業が再び実施できるよう取り組んでいくとともに、本年は、那須白河会津広域観光推進協議会において、ベトナムチャーター便の発着に合わせ行った、マスコットキャラクターによるお出迎えや、観光パンフレットの配布などを、台湾便の就航においても、同様に行うこととしております。

さらには、外国人観光客の誘客を図る上で、言葉の壁がネックになるものと思われますので、観光情報ツールとして、外国語に対応したデジタルコンテンツの作成や情報発信に努めるとともに、外国人観光客のニーズを把握し、観光事業者へのセールスや観光PRイベント等への積極的な参加を行い、誘客を図ってまいります。

○議長(服部 晃君) 4番、小山克彦君。

○4番(小山克彦君) まず、台湾の就航前に、ベトナムのチャーター便、何年かやられてき

たかと思うんですけれども、先ほども村長の答弁で便の就航に合わせていろいろキャンペーンをやったということですが、まず、そのベトナム便で、何年からそれが始まって、毎年どのぐらいのベトナムからのお客さんが福島空港に訪れてきたか、知っている限りでいいですからお知らせください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

ベトナムのチャーター便ですが、初めて行ったのが平成14年で、そのときは291人の搭乗者数でした。その後なくて、22年、23、24が抜けまして、25からコロナ前の令和元年まで続けて行っております。2年、3年がなくて、4年、5年とまた復活してベトナムのチャーター便が出ておまして、令和5年度の実績で見ますと、搭乗者数は、4月以降で合計で3,993名の方が搭乗されている状況です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ベトナム便に合わせてキャンペーンをやられたということなんですけれども、内容的にはどういうふうなキャンペーンをやったか教えていただけますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

コロナ禍前も実施はしておったようなんですが、コロナ禍になりまして中止になっていたものが復活したということで、今年は就航に合わせて、各市町村で出られるところでマスコットキャラクターがお出迎えをしたり、お見送りをしたり、それに合わせて観光パンフレットを配ったりということでPRを図ってございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで、令和5年度約4,000人、福島空港にベトナムの方が訪れたということなんですけれども、天栄村にそのうちどのぐらい来たとかという情報はありますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

ベトナム便を利用して天栄村に来たという方につきましては、集計はしてございませんので把握してございません。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、ベトナムチャーター便以外に、大体天栄村には、多分宿泊客になるかと思うんですけれども、インバウンド、世界各国から何人ぐらい来ているかとい

うのは、情報として、統計として分かりますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

各旅館に何人来たかというような状況はちょっと把握まではしてございませんが、先ほどの村長の答弁にございましたように、JENESYSですとか、そういった事業で来られた外国の方の集計はしてございまして、JENESYSの受入れにつきましても、平成24年度から実施しておりまして、令和4年度で1,132名の受入れを行ってございます。

宿泊については、それが延べになりまして、4,542人泊ということで集計はしてございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そこで、私は天栄村のPR、福島空港に降り立ったときのパンフレットを渡したり、ふたまたぎつねとか行って出迎えするというようなことで、今回この質問するときに、じゃ、台湾便就航する場合に、台湾の人たちはどんなふうな価値というか、行きたいなというのを見て福島に来るんだろうということで、議会事務局のほうに頼んで県のほうから台湾のパンフレットを取ってもらいました。議長に了解を得ましたので、皆さんの席に行っていると思うんですけども、ほとんど読めないんですけども、大体漢字ですからニュアンスで分かるかと思うんですが、航空会社で2便ということで、1便180名で、台湾のほうは、多分旅行会社、私が持っているパンフレットだと2社のパンフレットがあるんですけども、このうち、「喜ぶ」に「美しい」、何と読むか分かんないんですけども旅行社、これ皆さんのところに2枚行っているかと思うんですけども、台湾では、福島空港と言わないで郡山空港と呼んでいるので、これ、びっくりしましたけれども、まだまだ原発に対する風評というのがあるのかなというようなことがかいま見られるんですけども、この台湾からの福島県の旅行の日程を見ますと、ほとんどが山形、それから栃木、群馬まで行っているのかな、それから会津は只見、南会津というようなことで、観光旅行が主なんですよね。

1点だけ、これは喜美旅行社と言いますけれども、これじゃないほうには、雪の中で遊ぶ、もう1枚のほうなんですけれども、これ、飯豊「DONDEN平雪上楽園」というのが、これは雪の中で多分遊ぶアクティビティの企画だと思うんですけども、こういうのが出ています。

こういうのは、各自治体がどういうふうに台湾でアピールしているのかなというのが気になっているんですけども、産業課長、その辺、県のほうはどういうふうな扱いで会津優先とか、中通りは全然ないんですけども、そういうふうな取扱いの決め方というのは、もし情報があつたらば教えていただきたいんですけども。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

旅行会社、観光旅行会社に関するPRなどは、各市町村で恐らくやられていると思います。コロナ禍前ですと、うちのほうも県とタイアップして、利雪事業ということで、雪のない国の方が、雪を見たり、雪で遊んだりというもので観光交流を図るといような事業は行っておりましたが、そういった各自治体が旅行会社にPRして、その中に組み込んでもらうという形で組んでいるのかなという想定はされますが、県のほうで優先をつけたりというのは多分ないんじゃないかと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） やっぱり各自治体が一生懸命自分の市町村、村をPRするというのが前提だと思うんですけども、今回台湾便の就航に当たって、我が村では何かアクションというか、それはどんなことを、まだ何もやっていないんですけども、やっていないですよ、もしやっていたら、それを教えてくださいというのと、今後どういうふうなことを考えているのか。差し当たって3月までのチャーター便と、それ以後の定期便に当たっての取組、どういうふうに思っていますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

今の段階では、その台湾便に向けて特別取り組んでいるものはございません。ただ、こういった情報がございますので、ベトナム便と同様にPRを図っていくとともに、村の観光パンフレットなんかは、現在、英語と韓国語ということで対応してございますが、台湾便に合わせまして、今後は中国語、台湾語なんかも取り入れていく。それから、情報の拡散に当たっては、今はSNSが大部分を占めると言われておりますので、そういったデジタルでの発信、そういったものを今後考えていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、コロナ前、村長、台湾に行ったのを私も知っておりますが、そのときにいろいろPRされてきたと思うんですけども、この台湾便の就航に当たっては、福島市が10月20から22日、市長とか観光協会とかいろんな方が台湾に行って、台湾の台北の駅でキャンペーン活動をやってきたというようなニュースで出ていたんですけども、ちょっと遅いんじゃないかなと。天栄村がこれからチャーター便に対してのアクションというのは、これからではちょっと間に合わないのかなと思うんですけども、これから台湾便の定期便、それに向けての旅行の商品のPRというのは、これ絶対やるべきだなというふうには

思っているんですけども、その点で、先ほども言われましたが、今、JENESYSということで、夢学校とかで、前に東南アジアから子どもたち、学生たちがいっぱい来ていましたね。そのときに多分扱っていたのは、向こうの旅行業者だったと思うんですね。そのコネというのは、まだあるのかどうか。それは有効利用すべきじゃないかなと思うんですけども、その辺、村長は今どういう状況ですか。もう全くコネクションなくなっちゃったということなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

台湾の観光・旅行会社に行ってPRをするその前に、元法務大臣だった岩城光英先生が台湾との交流が非常に深いというようなことで、ちょっと名称を忘れたんですけども、台湾の中日大使というか大使みたいな方、3名の方に来ていただいて、ふるさと夢学校の代表であります松崎商工会長、一緒にそこに同席をして、どうつないでいくかということで、その後エージェント回りをしてきたので、そのつながりは今もあります。また、前に利雪・克雪事業で県の補助を頂いて、エージェントの方々何名か来ていただいて、若い方だったので、それ以上のつながりはなかったんですが、その後、天栄村では、この冬期間の誘客というようなことだったものですから、スキー場貸切りもできる、そういうようなスキー場がある。それとお酒、台湾の方は日本酒がすごく好きだということがあったので、二岐温泉に泊まっていた接待をした経過がございます。その後、大変天栄村を気に入っていただいて、ゴルフもやりたいというようなことで、一度、このコロナ禍前にゴルフにも、このエージェントの方々含めて来ていただいた経過がありますので、今後、定期便になる中で、松崎商工会長ともまた再開できるような、そういうアクションを起こしましょうというお話しは今しているところでございます。

今後、今までつないだもの、それをまたしっかりと構築してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この台湾のほうのパンフレットを見ますと、昔ながらの温泉とか、景勝地というのはあるんですけども、なかなかアクティビティというか、スキーとかそういうのがあまりないんですよ。

だから、天栄村の売り出す特色として、そういうふうなことで売り出していかなくちゃいけないのかなというふうに思っているんですけども、そういう旅行会社等のコネはコロナ前からある程度あるのでそれを利用するというのはよく分かりましたが、やっぱり受入れのこちらの体制というのもきちんと整備しないと、より魅力的な商品を提示しないと、なかなかこの台湾からのお客さん、インバウンドの方たちの思いにかなった商品というのを創らな

いと来てくれないのかなということがあるんですけども、その辺、新しい商品というのはどういうふうに考えていますか。なかなか難しいと思うんですけども、例えば、冬に關しまして、スキーリゾート天栄ももう閉まっていると。羽鳥湖のスキー場もなかなか大変だということで、やはり天栄の冬期間の観光というか誘客もなかなか大変な状況なんですよ。やっぱり、そこでいろんなそういう商品を創ってインバウンドを呼び込むというのは、非常にこれから冬期間の就業、働く人の場づくりにもとても大事だと思うので、その辺の商品づくりというのは、どんなふうなことを考えていますか、なかなか難しいとは思いますが。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その体験型でないと、なかなか呼び込んで宿泊まで行かないということなものですから、これまでコロナ禍で中止していたスポーツ雪合戦が、新年、年明けから1月に2週続けて開催されます。スキー場と皆さん聞くと、スキーをしたいわけではないんです。雪遊びをしたいというのが、利雪・克雪事業で私らが学んだことだったんです。子どもさんから高齢者まで雪遊び、それをして、あともう一つ何かがつながってくれば、いい商品ができてきますねというご提案をいただきました。また、商工会長もその実行委員会にも入っていますので、そういったもので、冬期間はつなげる、呼び込める商品になってくるのかと思います。

そのほかにもまだまだいろいろ工夫していけば、魅力ある温泉、食、天栄米もすごくやっぱりおいしいと言われておりますので、それでの呼び込みができるように、今後、商品づくりも含めて、今あるもの、そして新たに施設などを使った中でやれるもの、そういったものを、夢学校、以前も中心になってやってきて、いろいろアイデアを持っているものですから、その中心となって、そしてそのつながりを持ちながら進めていければという思いでおります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） やっぱりそういう魅力ある商品を創って、台湾にPRに。空港で歓迎するだけじゃやっぱり駄目なんで、やはり村長がトップセールスで台湾とかに足を運んでPRするというのも大事だと思うんですよ。

そういうことをやって、昔ながらの神社とか、そういうものはないけれども、空港から一番近い冬のアクティビティがあるというような売りで、ぜひ何か商品を役場全員で考えて、観光協会も考えてやって、売り込みを図ってもらいたいなというふうに思っているんです。

それから、やっぱり冬はそういうことで、それから春、夏、秋、その雪のないときも、やっぱり魅力あると思うんですよ、創れば、いろいろ考えれば。

そういうことで、この台湾、まずPRしてもらって、やっぱりそこで人気が出れば、今後

いろんなどころにつながると思うんですけども、台湾のほかにも人気が出るほかの、ベトナムはやっていますけれども、そのほか韓国、中国、東南アジア等々の見込みというのはどうなんですか、今後の。インバウンドの見込みというものを。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

なかなか見込みはちょっと難しいんですが、コロナ禍前ですと、やはり中国、韓国、台湾辺りが日本に来られる外国人観光客が多いということで、天栄村においては、首都圏からも2時間かからずに来られるというところがございますので、福島空港以外でも来られるような、そういったツアーに組み込んでいただくとか、そういったものも一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） やっぱり地元の旅行会社へのPRというのが一番大事なんですかね、天栄村に来てもらうというためには。それが多分大事なんだと思うんで、やっぱり積極的なPRを現地で行うというのを、ぜひ今後考えてPRしていただきたいなというふうに思っています。

それから、冬のアクティビティは、逆に地吹雪とか湯本だと年中ある、ああいうものを体験させるみたいなこともいいかなと思うし、あと、ゴルフ場は冬使っていないんですね。だから、そのゴルフ場の広いところを利用して、スノーモービルとか、そういうので楽しんでもらうようなこともぜひ考えていただきたいということと、あと、春、夏、秋は、やっぱり自然とか農業に触れるということだと思うので、とにかく積極的に村長が出向いて、PRをしていただきたいなというふうに思っています。

それから、先ほど村長の答弁で、デジタルコンテンツを利用したというのは、インフルエンサーとか、そういうものを利用するという理解でよろしいんですか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

皆さん、旅行とか何か企画するには、パソコンでホームページ見たり、あとはスマホで見たり、SNSを活用した中で行き先を決めたり、福島県の会津地区、只見線、これを撮っていた星賢孝さん、あの方の写真がすごく映えていい。それを見て、台湾の方々は来て、その場所に行きたいということがあったそうですので、そういったものの天栄村の魅力の発信につなげていくこと、常にそれが露出できるような取組、そしてこのユーチューバーなどを、やっぱりインフルエンサー、多くの方々が見られるような環境、情報発信、その必要性は

感じていますので、それをしっかりと行っていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 最後に、まとめというか、私の意見なんですけれども、今までコロナ禍もあって、泊まってエールキャンペーン等々の何というか宿泊の補助みたいなことはやってこられたんですけれども、私はこれから、そういうんじゃなくて、しっかりと商品を創って、積極的にPRに行くというような方向のほうに予算を向けるというようなことをやっぱりやるべきじゃないかなと。そうすると、やっぱり持続的な観光誘客ができるんじゃないかなというふうに私は思っています。

そのときだけの宿泊補助というのもありなんですけれども、これからは持続的な観光の商品を創って売り出すということで、来年度の予算編成もあるかと思うんですけれども、ぜひ村長、来年の予算の中に村長のPR経費とか渡航経費、例えば商品開発の経費、そういうのをぜひ盛り込んでいただきたいと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

コロナも5類に移行されたものですから、大いに、PRすること、これはやっていかなくちゃならない。天栄村のこの観光、食、魅力、これを発信する必要を感じておりますので、その辺は予算の中にしっかりと反映させられるように努めてまいります。

○4番（小山克彦君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番（大浦トキ子君） 1、「補聴器助成制度創設」について。

加齢による難聴が鬱病や認知症の危険因子になるという指摘があるが、片耳平均15万円という高額な補聴器は、年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用したくてもできない状況にあります。

したがって、補聴器助成制度創設を村として考えるべきと思いますが、村長の考えを伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

加齢による聴力の低下は、放置しておくコミュニケーションに支障が生じ、孤立や鬱につながるリスクがあり、認知症発症の危険因子ともなり得るとの指摘があることは認識しております。

加齢性の難聴は、加齢とともに誰でも起こる可能性がありますが、糖尿病や高血圧、動脈硬化などの生活習慣病がその原因、またはそれを悪化させる要因であることが、調査結果で明らかになっているとも承知しております。

村といたしましては、今後も、特定健診の受診勧奨や保健指導などにより、加齢性難聴の要因となる生活習慣病の予防を推進し、村民の健康増進に努めるとともに、補聴器の購入助成につきましても、高齢者のニーズや他自治体の導入状況を踏まえながら検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 難聴で聞こえないと、宅配便が来ても気づかず、あと、家族とのコミュニケーションにもずれが生じてぎくしゃくする、助成をお願いしたい、こういう声があります。

それで、両耳で28万円かかり、年金暮らしではとても購入するのは難しい、こういう声がありますが、ぜひとも、どうでしょうか、検討するという村長の答弁であります、どれくらいの助成があるかということをもた伺いたいたいんですが、これから前向きにどのように検討する考えがあるのか伺いたいたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これで難聴の方がどのぐらいいるのかという把握もしていかななくちゃならない、補聴器を求める方々、どれだけの方がいるのか、あとは他の市町村の中でもどんな取組をしてやっているのか、そういう状況もまだ把握しておりませんので、今後こういったところの情報収集をしながら、村の実情に合ったような対応ができるかどうか、検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 白河市では、住所を有する満65歳以上の方、白河市在住で、あと住民税非課税の方、それに対して、助成額が費用の2分の1、上限が2万円までというこういう制度があります。また、西郷村でもありまして、75歳以上の方、住民税非課税の方、あと村税等の滞納のない方、それに対して助成額が、上限2万5,000円までとなっております。

そういうことを踏まえまして、やはり難聴が鬱病や認知症の危険因子にならないようにするためにも、補聴器助成制度の創設をお願いしまして、簡単ですが質問を終わります、1点目は。

2番目に移ります。

墓地公園の現状と今後について。

墓地公園については、村内・村外の方からの購入者がいると聞いておりますが、今年3月に質問した残区画数について、その後の動きはあったのか伺いたい。また、墓地販売促進への取組内容について伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

墓地公園につきましては、3月以降、4平方メートル区画が1区画、6平方メートル区画が2区画、それぞれ使用許可済となったため、現在の残区画数は、4平方メートル区画が11区画、6平方メートル区画は143区画となっております。

また、墓地販売促進の取組につきましては、村広報紙及び村ホームページでの周知を実施しているほか、村内石材店にチラシを置いていただき、広く村内外へのPRを継続実施しております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 令和5年度では、購入者はいるのでしょうか。いるとすれば何名ほどでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） お答えをいたします。

11月末現在で4名の方が申込みされておりますが、1名の方が墓地を返還されておりますので、実質3か所というふうなことになります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） それで、残りの区画数は、11月30日現在で幾ら残っておりますか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時11分）

○議長（服部 晃君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 2時11分）

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、引き続き販売促進に向けて頑張っていたきたいと思います。

簡単ではございますが、よろしくお願いたします。

これで私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時12分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 北 島 正 君

○議長（服部 晃君） 次に、1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

〔1番 北島 正君質問席登壇〕

○1番（北島 正君） 天栄村村議会会議規則に基づきまして一般質問を行います。

1、農業後継者対策について。

少子高齢化になり年々就職される若者も減少しています。

村内でも農業は高齢従事者が多くなり、農家の後継者不足も憂慮され、村農業の衰退が心配されます。また、国内では現在余っている主食である米などが、今後食糧不足になると民間の総合研究所が予想しています。新卒者への対策や農業従事者の減少を止める必要があると思われま。

村としては対策として、今後どのような取組をしていくのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

農業後継者対策につきましては、農業経営者の高齢化、後継者及び若手就農者の不足が懸念されており、本村といたしましても喫緊の課題であると認識しております。

村といたしましては、これまで新規就農者の確保等のため、就農フェアなどのイベントへ参加し、本村での就農に向けた相談とPRを若手農業者とともに行うほか、新規就農者支援センターにおいて相談窓口を開設してまいりました。

また、就農に当たって必要となる資金の補助を受けるための支援や、農家への研修のサポ

一ト、就農後は須賀川農業普及所とJAとの合同による栽培技術の向上と農業経営安定に向けた巡回相談を行っております。

さらには、村独自の事業として、農業経営の規模拡大をされる方に対する機械導入費用の補助を行っており、土地の利用集積等により農業経営が持続されるよう支援しております。

今後におきましても、就農を検討する方への相談会に積極的に参加し、就農者の確保と担い手の育成に努めるとともに、規模を縮小する農家の受皿となる農業開発公社や農業法人などの組織設立についても検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） いろいろと取り組んでいることは理解するんですが、現在、新規就農者というんですか、それが5年間で何人いたか、つかんであればお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

統計として取ってある資料によりますと、平成28年以降、12名の方が新規就農をされております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、先ほどの村長の答弁にありましたが、その方々への営農指導、こういう作物を作ったほうがもうかりますよとか、作付の仕方とか、そういうふうなことについては、具体的にお教えしているのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

新規就農に当たりましては、補助制度がいろいろございまして、その制度を受けるための計画を策定するに当たりまして、須賀川農業普及所さんやJA、産業課で一緒になって、その経営の中身について相談に乗ってあげて、新規就農をしていただくと。

それから、就農していただいてからにつきましては、村の集落支援員ですとか普及所、そういうところで相談に乗って指導をしておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 農業従事者が受けられる補助金とか助成金とかあるんですけれども、経営開始資金なんかあるんですね。これなんかもやっぱり若い方々は使っているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

先ほど申しあげました新規就農された方につきましては、全員そういった制度を活用しておりますので、そういった計画策定の支援は村のほうで行っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そういう方々というのは、ちゃんと毎年毎年金払っているんですよね。滞納というのはないのでしょうか。そういう心配あるんですが、どうなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

先ほどお話しがあった経営開始資金については、国庫10分の10で、年間150万円を3年間最大もらえるという制度でございまして、要件の中に、その滞納という話なのかと思うんですが、そういったものはちょっと確認はしておりませんが、そういったものはないと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 新しく農業をする方々は分かるんですけども、今現在、農耕事業で造ったライスセンターやなんかがあるんですけども、その機械なんかも古くなって更新しなくちゃならないんですよ。そういう場合の具体的な補助金というのはあるんですか。なければいいんですけども、非常に各ライスセンター、今困っているような状態なので、もしあれば。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

ライスセンターにつきましては、現在も、先ほど村長の答弁にありました規模拡大なんかですと対象にしてございます。

そのほか、現在ですと物価高騰、燃料費の高騰に伴うそういう制度がございまして、そういったものは、ライスセンターさんとか大規模農家さんには周知をしておりますので、そういった制度活用をしてはいかがかという相談には乗ってございます。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） それじゃ、新しく農業をする方もいるのも分かるんですけども、今現在、高齢者が増えていて、結局、作れなくなってくるという方がだんだん出てくるんですね。そのために、ほかなんかは農業法人なんかをつくってやっているんですけども、やっぱり村でもこれからそういうふうの流れでいかないと、遊休農地ができて農地の荒廃が生まれるんじゃないかと思うんですけども、そういう点も含めて、どういうふうに村はこれからやっていく考えあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

現在ですと、大きくやられる方に集積をされるという方がまだいらっしゃると思うんですが、今後そういった受皿がなかなか難しくなっていくのではないかとこのところから、先ほど村長の答弁にもございましたように、公社ですとか農業法人の設立は考えていかなきゃならない問題と思っております。各いろんな先進的な取組、そういったものをちょっと参考にさせていただいて、今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） じゃ、そういうふうなことも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番はこれで終わります。

2番ですけれども、村への交流人口の対策について。

令和6年度に向けて現在当初予算を編成中かと思ひますが、移住・定住化を図る上からも、村への交流人口の拡大が必要であると思ひます。

今後、村外からお客さんをお呼びするようなイベントの開催などさらなる取組が必要であると思ひます。どのような施策をお考へしているのか伺ひたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村では、本年度、夏と秋2回の羽鳥湖高原ウオーク、4年ぶりとなるてんえい商工祭が開催されました。

ウオークでは、コロナ禍が明けたことにより、県内外から夏と秋それぞれ1,000名近い参加者があつたほか、商工祭においても、様々なステージイベント、パフォーマンスが行われ、フィナーレには花火が打ち上げられるなど、多くの方々に楽しんでいただけるイベントとなりました。

このようなイベントにつきましては、村商工会や観光協会をはじめ各種団体、事業所など多くの方々のご協力により開催できております。

今後におきましても、こうした団体・事業所などと協議しながら、多くの方々に楽しんでいただき、村への観光交流人口の増加につながるようなイベントの開催を検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） 今いろいろとウオークとかやっているのは分かるんですけれども、以

前、村長も関わってはいたんですけれども、ウルトラクイズやYOSAKOIソーランみたいに県内外からも呼べるような企画を考えたらいいと思うんですけれども、そういうふうなところまでは考えてはいないのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

現在、ウオーク、夏と秋1回ずつ、それから商工祭、今年復活してやったというところで、私も参加はしてございましたが、県内外からも多くのお客様に来ていただいております。

そういったものを今後発展させるかどうかというのも、現在実施していただいている事業者、そういったところと協議を進めまして、今後のイベントについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうすると、今自体も事業費というのはかかっていると思うんですけれども、昔は県のサポート事業等がいろいろあったんですね。あと、非常にお金もかかったということで、商工会の青年部の方々とかの協力をいただいて資金集めなんかをやったりしたんですけれども、今現在も県でそういうふうな事業費に対する補助というのがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

継続的なイベント、ウオーク2回、それから商工祭につきましては、単独の事業で実施してございます。

その取組内容によっては、サポート事業というのはまだ残ってございますので、そういった事業を活用できるようであれば活用してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そういうふうなイベントというのは、これからもやっていくのは必要だと思いますし、昔、福島県を名前を売り出すために、未来博やったり、国体を引っ張ってきたりしたわけですね。それに絡めてよそが何か動き始まってきたんですけれども、やっぱりこれから村内を元気にしたり、村民を元気にしたりするには、そういうイベントもやるのも必要だし、村をPRするためにも大事じゃないかなと思います。

現在の村のホームページを見ているんですけれども、ほかのホームページなんかも参考に、それを使って、また村内でイベントをするときのPRなんかをしているのかというの

は、どうなんでしょうかね、やっていますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

イベントにつきましては、現在、ウオークに関しては、新聞会社さんと協働でやっております、そういったPRについては、村のホームページですとか、新聞会社さんのホームページでも告知をしたり、チラシを広範に配ったり、そういったことはしてございますので、今後も継続して、そういったデジタルのPRはしていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そういうふうなことは大事だと思うんですね。交流人口を増やすには、やっぱり村を売り出すということも大事だし、そういう大きなイベントをやらなくちゃならないということも常々感じてはいるんですけども、最近やっぱり村が、何かほかから見ると静かに見えるんですね。だから、やっぱりそういうふうな大きなイベントを再度開催していったらどうかと思うんですけども、そういう元気はないですか。どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

現在開催しているイベントのほうでも、村民の方に楽しんでいただけるようなイベントを検討して進めておりますし、ウオークなんかでも、県外から来た方には大変喜ばれているイベントになっておると思いますので、そういったのは認識しつつ、イベントの開催内容については検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） くどいようですけども、再度、私らのときもそうだったんですけども、村の商工会とか、商工会のほかにもいろんな優秀な方々が村内にいますので、そういう方々と組んで、やっぱり大きなやつを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、再度、どうですか、やる考えでいるのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これはやっぱり民間との協働での事業が活気が出てくると思っております。私も若い時分にはいろいろと仕掛けてもきましたが、今、何せコロナ禍、そして物価高騰の折で、民間の方々、今ちょうど厳しい状況にあります。今後、またその景気が再開する中で、いろいろな連携できるもの、そういったものについてはしっかりやっていくというのと、先ほどもちょ

っと申し上げましたが、この冬期間のイベントとしてスポーツ雪合戦、これも再開したと。これは天栄村ならではのイベントともなっていますし、これは県内外からの参加者、今度、海外に視野を向けながら、そういったところにもつながってくるものもありますので、民間と協働した、連携したイベントの開催に向けて、できるところから、今、徐々にスタートし始まったところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） じゃ、これからのを期待していますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

これで、簡単ですが質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 1番、北嶋正君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時51分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月6日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和5年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北	畠	正	君	2番	円	谷	要	君
3番	大	浦	トキ子	君	4番	小	山	克彦	君
5番	廣	瀬	和吉	君	6番	揚	妻	一男	君
7番	渡	部	勉	君	9番	大	須賀	溪仁	君
10番	服	部	晃	君					

欠席議員（1名）

8番	熊	田	喜八	君
----	---	---	----	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添	田	勝幸	君	副村長	揚	妻	浩之	君
教育長	長	場	壮夫	君	参事兼 総務課長	小	山	富美夫	君
参事兼 企画政策 課長兼 計管理者	熊	田	典子	君	税務課長 補佐兼 国土調 査長	大	木	茂司	君
参事兼 住民課長	内	山	晴路	君	健康福祉 課長	森		和昭	君
産業課長	芳	賀	信弘	君	建設課長	櫻	井	幸治	君
湯本 支所長	星		裕治	君	教育課長	関	根	文則	君
生涯学習 課長	黒	澤	伸一	君					

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 長	北	畠	さつき		書記	大	木	伸一	
書記	渡	邊	久美						

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田喜八君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

税務課長、塚目弘昭君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

代わりに税務課課長補佐、大木茂司君が出席しております。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について。

次のページをお願いいたします。

専決第3号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,918万円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年11月21日、天栄村長、添田勝幸。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2,300万円の増。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,300万円を見込んでおります。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,500万円の増。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5,800万円の増。こちらにつきましては、昨今の物価高騰の影響を受けている村民の方々の生活支援と消費の下支えを図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、1人当たり1万円の物価高騰対応生活支援商品券発行事業の経費といたしまして、11節郵便料150万円、12節物価高騰対応生活支援商品券発行事業委託料といたしまして250万円、18節物価高騰対応生活支援商品券発行事業補助金といたしまして5,400万円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第2号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第2号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「カードをいう。）」の下に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附則。

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料1ページをお願いいたします。

今回の改正は、電子証明書搭載のスマートフォンを利用して、コンビニエンスストアに設置している多機能端末機から印鑑登録証明書が取得できるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第12条の2において、個人番号カードに限定していたものを、個人番号カードに加え、移動端末設備（スマートフォン）を追加するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 言っていることは、大変便利になるかというふうに思うんですが、我々はスマートフォン、すごい使うのが大変なんです。どういうふうにスマートフォンをしたら使えるようになるか、教えてください。

○議長（服部 晃君） 住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、スマートフォンをどうしたら使えるようになるかということのご質問でございますが、まず使えるスマートフォン、全てが使えるわけではございません。まず、今現在のところ、アンドロイド携帯のバージョン11以上のスマートフォンというふうなことになります。

お持ちのスマートフォンでマイナポータルから申請をしていただきまして、お持ちのスマートフォンからマイナポータルのほうに進んでいただきまして、そちらのほうで電子署名用の電子証明書が利用できるような申請をしていただくようになります。その申請をしていただいて、その証明書が搭載されるようになりますように、今度、それをコンビニのマルチコピー機で認証用の場所でかざしていただいて、それを、今までマイナンバーカードで使っていたやり方と同じなんですけど、マルチコピー機で認証して、それで通常のコンビニ交付が行えるような形にはなります。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あまりよく分からないので、これ、交付すれば、村民が分かるように、きちんと説明の文書等々をやるかと思うんですけども、それはやるんですか。

○議長（服部 晃君） 住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） お答えをいたします。

マイナンバーカードのコンビニ交付同様、広報紙等を利用して、またホームページ等を利用して、周知していきたいと考えております。

○4番（小山克彦君） 了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第12項 令和5年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項 この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、

令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第3項 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県議会議員等の給与改定状況を踏まえまして、本村議会議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

まず、第5条第2項に期末手当の支給の率に関する条文がございます。現行では、この率が100分の162.5でございますが、これを100分の167.5に引き上げるものでございます。

続きまして、上段の改正案に附則第12項を追加いたしました。これは、本年12月に支給する期末手当に関しましては、100分の162.5を100分の172.5に引き上げて支給するというものでございます。

具体的には、前のページ、説明資料の2ページをお願いいたします。

上の議案第3号、議案第4号の説明資料にてご説明いたします。

まず、上段が現行の規定に基づいた表でございます。現行の期末手当では、6月と12月にそれぞれ100分の162.5を乗じた額を支給しておりますが、今回の一部改正条例によりまして、下段のような率に改正されるものでございます。

下段の右側では、第5条第2項の改正によりまして、令和6年度から6月と12月に100分の167.5とし、年間合わせて100分の335とするものでございます。

次に、左側では、令和5年度の支給に関してでございますが、令和5年12月に支給される期末手当の率を100分の172.5としまして、令和5年度の支給率を合わせて100分の335とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 議案第4号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第18項 令和5年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項 この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の村長等の給与

及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県特別職等の給与改定状況を踏まえまして、村長等の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

まず、第3条第2項に期末手当の支給の率に関する条文がございますが、現行では、この率が100分の162.5でございますが、これを100分の167.5に引き上げるものでございます。

次に、上段の改正案に附則第18項を追加いたしました。これは、本年12月に支給する期末手当に関しましては、100分の162.5を100分の172.5に引き上げて支給するものでございます。具体的には、説明資料の2ページでございますが、議案第3号と同じ内容となりますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙に関しましては、割愛をさせていただきます。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「6万7,900円」を「7万600円」に改める。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則。

（施行期日等）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「給与条例」という。）第18条第2項、第18条第3項及び第19条第2項の改正規定を除く。）による

改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第3項 第1条の規定（第18条第2項、第18条第3項及び第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第4項 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由のご説明を申し上げます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告に準拠し、職員の給料表の改定及び期末・勤勉手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、まずご説明をいたします。

まず、第1条の改正内容について説明をさせていただきます。

最初に、第18条第2項に期末手当の支給率に関するの条文がございます。現行では、この率が100分の120でございますが、これを100分の125に引き上げるものでございます。

次に、同条第3項に定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率に関するの条文がございますが、この率を100分の67.5から100分の70に引き上げるものでございます。

次に、第19条第2項第1号に勤勉手当の支給率に関するの条文がございますが、この率を100分の97.5から100分の102.5に引き上げるものでございます。

また、同項第2号に定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率に関するの条文がございますが、この率を100分の47.5から100分の50に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2につきましては、行政職及び医療職の給料表の給料月額が、その号給ごとに改正案のとおり変更するものでございます。

続きまして、第2条の改正内容についてご説明申し上げます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、第11条に通勤手当の条文がございますが、昨今の燃料費の上昇を受けまして、通勤手当の支給上限を6万7,900円から7万600円に改めるものでございます。

次に、第18条第2項の期末手当支給率につきまして、第1条で100分の125としたものを100分の122.5とするものでございます。

また、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきましても、第1条で100分の70としたものを100分の68.75とするものでございます。

また、第19条第2項第1号の勤勉手当の支給率につきましては、第1条で100分の102.5と

したものを100分の100とし、第2号の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率も第1条で100分の50としたものを100分の48.75とするものでございます。

具体的には、説明資料の2ページにお戻りいただきたいと思っております。

議案第5号説明資料で説明をさせていただきます。

まず、一般職員でございますが、現行では、期末手当と勤勉手当が6月と12月にそれぞれ100分の120と100分の97.5を乗じた額を支給しておりますが、今回の一部改正条例によりまして、下段のような率に改正されるものです。

下段の右側では、改正条例第2条により、令和6年度から6月と12月に期末手当が100分の122.5、勤勉手当が100分の100とし、年間合わせて、期末手当が100分の245、勤勉手当が100分の200とするものです。

次に、左側では、令和5年度の支給に関してでございますが、令和5年12月に支給される期末手当の率を100分の125、勤勉手当を100分の102.5として、令和5年度の支給率を期末手当、勤勉手当それぞれ100分の245、100分の200とするものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務職員に関してでございますが、一般職員と同様の考え方で、上段の現行の期末手当、勤勉手当の率を下段の改正案のようにするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 20ページをお願いいたします。

議案第6号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別紙につきましては割愛をさせていただきます。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告による一般職の職員の給与改定に伴いまして、会計年度任用職員の給料表を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明いたしますが、18ページ、19ページ、別表第1の会計年度任用職員の給料表の給料月額がその級ごとに改正案のとおり変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長補佐、大木茂司君。

〔税務課長補佐兼国土調査係長 大木茂司君登壇〕

○税務課長補佐兼国土調査係長（大木茂司君） おはようございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

第3項 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第1号 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定

月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第2号 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第3号 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第4号 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第5号 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第6号 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を村長に提出しなければならない。

第1号 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）。

第2号 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号。

第3号 出産の予定日。

第4号 単胎妊娠又は多胎妊娠の別。

第5号 その他村長が必要と認める事項。

第2項 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければ

ならない。

第1号 出産の予定日を明らかにすることができる書類。

第2号 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類。

第3号 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類。

第3項 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。

第4項 第1項の規定にかかわらず、村長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料20ページをお願いいたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第23条第3項につきましては、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額についての規定を新設するものであります。

第24条の3につきましては、産前産後期間の減額に係る届出について規定するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時42分)

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第8号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、黒澤伸一君。

〔生涯学習課長 黒澤伸一君登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第8号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例。

天栄村体育施設条例（平成30年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては割愛いたします。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2項 改正後の天栄村体育施設条例の規定は、施行期日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料23ページをお願いいたします。

今回の改正は、村内高校生以下の体育施設使用に係る使用料を無料とし、青少年のスポーツ振興を図るものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

下段が現行のもの、上段が今回の改正案でございます。

まず、天栄村総合農村運動広場、こちら、村内、半面、全面とも、高校生以下については、施設の使用料、放送設備の使用料、照明の設備使用料を無料といたします。

天栄村体育館、アマチュアスポーツであるとき、村内、全面、高校生以下、こちらについて、使用料及び照明設備使用料、冷暖房設備使用料を無料といたします。

次のページをお開きください。

天栄村湯本体育館、アマチュアスポーツであるとき、村内、全面、高校生以下、施設の使用料及び照明使用料を無料といたします。

天栄村屋内運動場、村内、全面、高校生以下、こちらも施設の使用料と照明の使用料を無料といたします。

天栄村屋内スポーツ運動場、村内、半面、全面とも、高校生以下、施設の使用料及び照明使用料、それから冷暖房の使用料を無料とするものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第9号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 34ページをお願いいたします。

議案第9号 天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、本村の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の設置及びその経営の基本について必要な事項を定めるものとする。

（水道事業及び下水道事業の設置）

第2条 生活用水その他の浄水を村民に供給するため、水道事業（上水道事業及び簡易水道事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第2項 村民の公衆衛生の向上及び農村の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（農業集落排水事業、簡易排水処理事業及び大山地区排水処理事業をいう。以下同じ。）を設置する。

（法の適用）

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（経営の基本）

第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第2項 上水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

第1号 給水区域は、天栄村水道事業給水条例（昭和48年天栄村条例第10号）に定めるとおりとする。

第2号 給水人口は、6,700人とする。

第3号 1日最大給水量は、3,320立方メートルとする。

第3項 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

第1号 給水区域は、天栄村簡易水道事業給水条例（昭和53年天栄村条例第11号）に定めるとおりとする。

第2号 給水人口は、960人とする。

第3号 1日最大給水量は、466立方メートルとする。

第4項 農業集落排水事業の経営規模は、次のとおりとする。

第1号 処理施設の名称、位置及び排水区域は、天栄村農業集落排水処理施設設置条例（平成元年天栄村条例第7号）に定めるとおりとする。

第2号 排水区域面積は、353ヘクタールとする。

第3号 給水人口は、8,630人とする。

第5項 簡易排水処理事業の経営規模は、次のとおりとする。

第1号 処理施設の名称、位置及び排水区域は、天栄村簡易排水処理施設設置条例（平成6年天栄村条例第3号）に定めるとおりとする。

第2号 排水区域面積は、3ヘクタールとする。

第3号 排水人口は、100人とする。

第6項 大山地区排水処理事業の経営規模は、次のとおりとする。

第1号 処理施設の名称及び排水区域は、天栄村大山地区排水処理施設設置条例（昭和63年天栄村条例第7号）に定めるとおりとする。

第2号 排水区域面積は、13.3ヘクタールとする。

第3号 排水人口は、890人とする。

（組織）

第5条 法第7条ただし書及び施行令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

第2項 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う村長（以下「管理者」という。）に属する事務を処理させるため、建設課を置く。

（特別会計）

第6条 法第17条及び施行令第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて1の特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上の額とする。

(業務状況説明書類の提出)

第10条 管理者は、上下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに村長に提出しなければならない。

第2項 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

第1号 事業の概況。

第2号 経理の状況。

第3号 前2号に掲げるもののほか上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項。

第3項 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者はできるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(天栄村水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第2項 天栄村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年天栄村条例第9号）は、廃止する。

(天栄村情報公開条例の一部改正)

第3項 天栄村情報公開条例（平成28年天栄村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4項 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年天栄村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(天栄村職員定数条例の一部改正)

第5項 天栄村職員定数条例（昭和38年天栄村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「水道企業」を「公営企業」に改める。

(天栄村特別会計条例の一部改正)

第6項 天栄村特別会計条例（昭和39年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号から第9号までを削る。

(天栄村特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

第7項 前項の規定による改正前の天栄村特別会計条例（次項において「改正前の条例」という。）第1条第6号から第9号までに掲げる特別会計における令和5年度の収入および支出並びに同年度の決算については、なお、従前の例による。

第8項 この条例の施行の日の前日までに発生した改正前の条例第1条第6号、第7号及び第9号に掲げる特別会計に属する債権及び債務は、天栄村下水道事業会計に、第1条第8号に掲げる特別会計に属する債権及び債務は、天栄村水道事業会計に、それぞれ引き継ぐものとする。

(天栄村大山地区排水処理施設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第9項 天栄村大山地区排水処理施設基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出予算」を「天栄村下水道事業会計予算」に改める。

第4条中「大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出予算」を「天栄村下水道事業会計

予算」に改める。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の説明資料26ページをお願いいたします。

今回の天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、平成31年1月25日付の総務大臣通知により、今まで任意適用であった簡易水道事業やその他の下水道事業に当たる農業集落排水事業、簡易排水処理事業及び大山地区排水処理事業について、令和6年度当初までに地方公営企業法を適用させることとなるため、既存の天栄村水道事業等の設置等に関する条例を廃止し、新たに地方公営企業法の規定を適用させる事業について、必要な事項を規定する条例を制定するものであり、1番目の趣旨に記載をしております。

続きまして、2番目の内容でございます。

第1条では、地方公営企業法による地方公営企業の設置及び経営の基本に関する事項を本条例に定める旨の規定でございます。

第2条には、水道事業及び下水道事業を設置する旨を定めております。

第3条には、地方公営企業法の適用として、簡易水道事業及び下水道事業に法の全部を適用することを規定しております。

第4条には、経営の基本原則及び上下水道事業の事業計画を規定しております。

第5条には、管理者及び事務処理を定める規定でございます。

第6条には、水道事業及び簡易水道事業を併せて経営するため、1つの特別会計を設ける旨を定めております。

第7条には、重要な資産の取得及び処分について、予算で定めなければならない価格等を定めております。

第8条には、議会の同意を要する損害賠償の免除についてを定めております。

第9条には、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について規定しております。

第10条には、業務状況の説明書類を村長へ提出する旨の対象期間及び書類の内容等を定めております。

第11条には、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める旨の規定でございます。

また、附則で、この条例の制定で改正される関係条例の一部改正等を行っております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第10号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 41ページをお願いいたします。

議案第10号 岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約（平成11年天栄村告示第14号）の一部を次のとおり変更する。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約（平成11年天栄村告示第14号）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（審査会の執務場所）

第3条 審査会の執務場所は、福島県岩瀬郡鏡石町東町286番地、鏡石町福祉こども課内とする。

附則。

この規約は、公布の日から施行し、改正後の岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の規定は、令和5年10月10日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料27ページをお願いいたします。

今回の変更は、鏡石町健康福祉センターの開設により、審査会の執務場所が変更になったことから変更するものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

変更内容につきましては、規約第3条に規定される審査会の執務場所を鏡石町東町286番地、鏡石町福祉こども課内に変更するものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第11号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 42ページをお願いいたします。

議案第11号 岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定に基づき、岩瀬地方町村障

害支援区分等審査会共同設置規約（平成18年天栄村規約第5号）の一部を次のとおり変更する。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約（平成18年天栄村規約第5号）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（審査会の執務場所）

第3条 審査会の執務場所は、福島県岩瀬郡鏡石町東町286番地、鏡石町福祉こども課内とする。

附則。

この規約は、公布の日から施行し、改正後の岩瀬地方町村障害支援区分等審査会の共同設置規約の規定は、令和5年10月10日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料28ページをお願いいたします。

今回の変更につきましても、前の議案と同様に、鏡石町健康福祉センターの開設により、審査会の執務場所が変更となったことから変更するものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

変更内容につきましても、先ほどの議案と同様に、規約第3条に規定される審査会の執務場所を鏡石町東町286番地、鏡石町福祉こども課内に変更するものであります。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第12、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、土地の所在、天栄村大字下松本字東田19番ほか2筆（別表1のとおり）。
- 2、登記地目及び地積、田、8,395平方メートル。
- 3、取得の目的、（仮称）天栄保育所整備用地。
- 4、取得予定価格、1,511万1,000円。
- 5、契約の相手方、天栄村大字下松本字横内4番地2、芳賀茂ほか1名（別表2のとおり）。

別表1、所在、字、地番、地目、地積（平方メートル）。

天栄村大字下松本字東田19番、田、2,977、20番、田、2,990、21番1、田、2,428、合計8,395平方メートル。

別表2、住所、氏名。

天栄村大字下松本字横内4番地2、芳賀茂。

須賀川市花の里19番地、石井健吉。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄保育所移設に必要な土地を取得したく、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する土地につきましては、別表1に記載の3筆8,395平方メートルで、取得予定価格

は1,511万1,000円であります。

契約の相手方は、別表2に記載の2名であります。

説明資料をお願いいたします。

今回取得する用地の位置図でございます。村グラウンドの南側にある着色部分が取得する用地となります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

(午前11時28分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和5年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月7日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第13号 令和5年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 2 議案第14号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3 議案第15号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について
日程第 4 議案第16号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 5 議案第17号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 6 議案第18号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第 7 陳情審査報告
日程第 8 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第 9 議案第19号 財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第10 発議案第1号 天栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第11 発議案第2号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	北 嶋	正 君	3番	大 浦	トキ子 君
4番	小 山	克彦 君	5番	廣 瀬	和 吉 君
6番	揚 妻	一 男 君	7番	渡 部	勉 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（2名）

2番	円 谷	要 君	8番	熊 田	喜 八 君
----	-----	-----	----	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	長 場 壯 夫 君	参 事 兼 参 務 課 長	小 山 富 美 夫 君
参 事 兼 企 画 課 長 兼 政 策 会 議 課 長 兼 計 画 課 長 兼 管 理 者	熊 田 典 子 君	税 務 課 長 兼 補 佐 課 長 兼 国 土 調 査 長	大 木 茂 司 君
参 事 兼 住 民 課 長	内 山 晴 路 君	健 康 福 祉 課 長	森 和 昭 君
産 業 課 長	芳 賀 信 弘 君	建 設 課 長 兼 事 業 係 長	猪 越 慎 也 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	教 育 課 長	関 根 文 則 君
生 涯 学 習 課 長	黒 澤 伸 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 会 長	北 畠 さ つ き	書 記	小 針 陽 平
書 記	渡 邊 久 美		

◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しております。

2番、円谷要君より、葬儀参列のため、8番、熊田喜八君より、体調不良のため欠席の届出がありました。

税務課長、塚目弘昭君より、体調不良のため欠席の届出がありました。代わりに、税務課課長補佐、大木茂司君が出席しております。また、建設課長、櫻井幸治君より、体調不良のため欠席の届出がありましたので、代わりに、建設課事業係長、猪越慎也君が出席しております。

(午後 2時30分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第13号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

[参事兼総務課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 45ページをお願いいたします。

議案第13号 令和5年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,212万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,130万円とする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

49ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額878万4,000円の増。

令和4年度の須賀川地方保健環境組合の決算に伴いまして、最終処分場建設事業に係る構成市町村分担金に返還金が生じたことから878万4,000円を歳入に計上したものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額200万円の増。障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の増額を見込んでおります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5,342万4,000円の増。こちらはまず、てんえいふるさと公園広場の施設整備に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付額の確定によりまして589万2,000円を計上しております。次に、戸籍や住基システムの改修のため、社会保障税番号制度システム整備費補助金1,511万4,000円を見込んでおります。また、物価高騰の影響を受ける方々の支援を実施するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,241万円を見込んでおります。

2目民生費国庫補助金、補正額91万2,000円の増。まず、障害福祉システムを改修するため、国の地域生活支援事業補助金21万4,000円、また介護保険システムを改修するため、国の介護保険法改正システム改修補助金69万8,000円を計上しております。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額100万円の増。障害児入所給付費等県費負担金及び障害児入所医療費等県費負担金の増額を見込んでおります。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額2,000万円の増。ふるさと納税のがんばれ天栄応援寄附金の増額を見込んでおります。

続きまして、20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,200万円の増。

8目公共施設整備基金繰入金、補正額1,400万円の増。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正のうち2節及び3節の人件費につきましては、今回議決をいただきました給与等の条例改正に伴う所要額の増でございますので、それぞれの目における説明は割愛させていただきます。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額44万3,000円の増。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額218万円の増。こちらは12節委託料におきまして、天栄本制作取材委託料としまして50万円を計上しております。これは本村が令和7年度に村制施行70周年を迎えるため、その記念事業といたしまして、これまでの天栄村の歩みと天栄村の魅力をまとめた記念の本の制作を考えております。内容の詳細につきましては、来年度進めてまいります、その本に掲載するために天栄村の美しい冬の風景や伝統行事、また村民の方々の生活を写真に収めておくため、プロのカメラマンに委託をいたしましてそのコンテンツを準備したいと考えまして、その取材の委託料を計上したものでございます。

続きまして、6目企画費、補正額40万円の増。こちらは高齢者タクシー利用助成事業の利用者の増加に伴いまして、委託料を増額計上したものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額10万円の増。

9目地方創生費、補正額30万円の増。こちらは現在、移住・定住促進事業の一つといたしまして短期滞在住宅を借り上げ、その運営を委託しておりますが、借り上げた住宅が補修等を要することになったため、12節委託料におきまして移住・定住促進事業委託料としまして30万円を計上したところでございます。

10目ふるさと納税費、補正額3,000万円の増。こちらはふるさと納税の現在の寄附額が増額の見込みとなることから、7節報償費におきまして600万円、11節役務費におきまして160万円、次のページでございますが、12節委託料におきまして240万円を計上しております。また、増額予定の2,000万円のふるさと納税額を全額積み立てるため、24節積立金に2,000万円を計上しております。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費、補正額72万円の増。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,571万7,000円の増。まず、11節役務費におきましては、住民票等のコンビニ交付利用者の増加に伴いまして、手数料として3万円を計上しております。また、12節では戸籍システム等を振り仮名に対応させるシステムに改修するため、社会保障・税番号制度システム整備委託料として1,532万9,000円を計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額10万円の増。

2目老人福祉費、補正額139万7,000円の増。こちらにつきましては、介護報酬改定等に伴いましてシステムを改修する必要となったため、12節委託料に139万7,000円を計上しております。

5目障害対策費、補正額442万9,000円の増。こちらにつきましても障害者自立支援給付報酬の改定等に伴いましてシステムを改修する必要となったため、12節委託料に42万9,000円を計上しております。また、障害児施設措置費の給付対象者の増加に伴いまして、19節扶助費に400万円を計上しております。

続きまして、7目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、補正額3,241万円の増。こちらにつきましては、電力やガス、食料品などの価格の高騰によりまして、家計への影響が大きい低所得世帯への支援を図るため、住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり7万円を支給する事業として計上したもので、10節から12節までは事務経費として、18節負担金、補助及び交付金では対象予定者に対して給付するための給付金3,150万円を計上したものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額36万4,000円の増。こちらにつきましては、

令和4年度の子育てのための施設等利用給付金事業においての額の確定に伴いまして、精算金として返納する必要となったため、22節償還金利子及び割引料に23万4,000円を計上しております。

3目保育所施設費、補正額45万円の増。こちらにつきましては、保育所の冬期間の暖房費のため、10節需用費に15万円を計上しております。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額13万円の増。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額122万6,000円の増。こちらにつきましては、公立岩瀬病院周産期負担金の増加に伴い、18節負担金、補助及び交付金に86万6,000円を計上しております。

続きまして、2目予防費、補正額16万2,000円の増。こちらにつきましては、令和4年度母子保健衛生費国庫補助金の額の確定に伴いまして、精算金として国に返納する必要となったため、22節償還金利子及び割引料に16万2,000円を計上しております。

3目環境衛生費、補正額7万円の増。こちらにつきましては、診療所に勤務する職員の給与改定分を国保（診療施設勘定）に繰り出すため、27節繰出金に7万円を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額594万4,000円の増。こちらにつきましては、まず、14節工事請負費において、経年劣化が著しいリサイクルハウス2か所を更新するため、工事費114万円を増額計上しております。また、18節負担金、補助及び交付金におきまして、須賀川地方保健環境組合の最終処分場建設事業に係る負担金の増額分として480万4,000円を計上しております。

続きまして、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額5万1,000円の増。こちらにつきましては、水道事業に携わる職員の給与改定分を天栄村水道事業会計に繰り出すため、27節繰出金に5万1,000円を計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額121万8,000円の増。

続きまして、3目農業振興費、補正額600万円の増。こちらにつきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用いたしまして、ふるさと公園広場施設整備を実施するため、14節工事請負費に600万円を計上しております。

5目農業施設費、補正額9万円の増。こちらにつきましては、農業集落排水事業に携わる職員の給与改定分を天栄村農業集落排水事業特別会計に繰り出すため、27節繰出金に9万円を計上しております。

6目水利施設管理費、補正額45万7,000円の増。こちらにつきましては、竜生ダム管理棟の電気料のため、10節需用費に38万7,000円を計上しております。

7目国土調査費、補正額17万円の増。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額200万円の増。こちらにつきましては、農業経

営の規模拡大を図る農家を支援する農業経営規模拡大支援事業補助金の対象予定者の増のため、18節負担金、補助及び交付金に200万円を計上しております。

2項林業費、1目林業総務費、補正額200万円の増。こちらにつきましては、鳥獣の捕獲頭数が増加見込みのため、18節負担金、補助及び交付金に200万円の増額計上するものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額70万円の増。こちらにつきましては、観光パンフレットの作成のため、10節需用費に70万円を計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額8万円の増。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、補正額43万円の増。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額60万円の増。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、補正額1,344万8,000円の増。こちらにつきましては、各学校の燃料費や光熱水費及び電話料といたしまして、10節需用費に105万円、11節役務費に10万4,000円、また各小学校の空調設備の未設置の教室等に空調設備を設置するため公共施設整備基金を活用いたしまして、14節工事請負費に1,229万4,000円を計上しております。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額318万5,000円の増。こちらにつきましても、天栄中の光熱費といたしまして10節需用費に115万円、また空調設備未設置の教室等に空調設備を設置するために公共施設整備基金を活用いたしまして、14節工事請負費に203万5,000円を計上しているものでございます。

2目教育振興費、補正額40万円の増。こちらにつきましては、天栄中学校の吹奏楽部の楽器の更新のために、17節備品購入費といたしまして40万円を計上しております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額468万6,000円の増。こちらにつきましては、天栄幼稚園の光熱水費といたしまして、10節需用費に23万7,000円、また幼稚園の児童の出入口となりますテラス前のバリアフリー化及び遊戯スペースを確保するために、14節工事請負費350万円を計上しております。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額40万円の増。こちらにつきましては、冬季間のスポーツ振興を図る目的といたしまして、18節負担金、補助及び交付金にスポーツ雪合戦実行委員会補助金といたしまして40万円を計上しております。

3目学校給食センター費、補正額6万円の増。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額39万7,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 55ページをお願いします。農業振興費、てんえいふるさと公園広場施設整備工事請負費600万円とありますが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

てんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費の増額につきましては、当初予算のほうで3,000万円計上しておりまして、先月、入札を行いまして今整備を進めているところでございます。

当初、広場のほうの安全施設ということでフェンス、それから一部休憩スペースということで整備を行っておりまして、今回、防衛の補助のほうが確定しまして増額となったことから、そういったものを拡充して整備を行うものでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） フェンスとかそういう安全管理のための整備ということによろしいんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、芳賀信弘君。

〔産業課長 芳賀信弘君登壇〕

○産業課長（芳賀信弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、安全施設がメインでございまして、一部は休憩スペースも整備をするということでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第14号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、内山晴路君。

〔参事兼住民課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼住民課長（内山晴路君） 議案第14号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,274万6,000円とする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

61ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書診療施設勘定によりご説明申し上げます。

歳入。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額7万円の増でございます。こちらは職員の給与改定等に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額7万円の増でございます。こちらにつきましては、職員の給与表の改定及び期末勤勉手当の改定に伴い、増額計上するものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第15号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、小山富美夫君。

〔参事兼総務課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫君） 議案第15号 令和5年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203万7,000円とする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額140万円の増。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額140万円の増。こちらにつきましては、牧之内日向久保地内におきまして隣接する住宅の支障となっている財産区敷地内の木の伐採を実施するため、12節委託料に支障木伐採委託料といたしまして140万円を計上したところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第16号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課事業係長、猪越慎也君。

[建設課事業係長 猪越慎也君登壇]

○建設課事業係長（猪越慎也君） 議案第16号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億616万1,000円とする。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額9万円の増。給与改定に伴う不足分によるものでございます。

歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額9万円の増。増額につきましては、2節、3節の人件費におきまして、給与改定に伴う不足分によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第17号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、森和昭君。

〔健康福祉課長 森 和昭君登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭君） 68ページをお願いいたします。

議案第17号 令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額を7億7,122万3,000円のうちで、歳出を補正する。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費、補正額40万円の減。こちらにつきましては、要介護1以上の方の住宅改修、居宅介護の住宅改修費の見込み減により、18節負担金、補助及び交付金にて40万円の減でございます。

2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費、補正額40万円の増。こちらにつ

きましては、要支援1、2の方の介護予防住宅改修費の見込み増でございます。18節負担金、補助金及び交付金に40万円を計上してございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第18号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課事業係長、猪越慎也君。

〔建設課事業係長 猪越慎也君登壇〕

○建設課事業係長（猪越慎也君） 議案第18号 令和5年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和5年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和5年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額5万1,000円の増。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額5万1,000円の増。

令和5年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

72ページをお願いいたします。

令和5年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入。1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額5万1,000円の増。一般会計からの補助金で給与改定に伴う不足分によるものでございます。

支出。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正予算額ゼロ。6節修繕費と10節材料費の組替えでございます。

4目総係費、補正予算額5万1,000円の増。給与改定に伴う不足分による増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第7、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に産業建設常任委員会並びに総務常任委員会に付託となっておりました事件2件について、各委員長からの審査の結果を求めます。

初めに、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和5年12月7日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号6、付託年月日、令和5年12月5日。件名、すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情。審査結果、採択。委員会の意見、新設された「看護職員処遇改善評価料」の処遇改善の対象者が全体の35%に限られていること。また、介護職員においては福島県の介護充足率の推計が全国最下位であり、必要数の4分の3に届かない状況にあることから、医療・介護従事者の賃金引き上げなど処遇の改善を図り人材を確保するため。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号6、すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和5年12月7日、天栄村議会議長服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号7、付託年月日、令和5年12月5日。件名、健康保険証廃止の中止を求める陳情書。審査結果、不採択。委員会の意見、健康保険証の代わりに「資格確認書」の交付を行うことになっており、完全な廃止とはならないため。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号7、健康保健証廃止の中止を求める陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

3時25分まで休みます。

（午後 3時10分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時25分）

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第8、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会副委員長、次に、総務常任委員会委員長、続いて、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会副委員長、廣瀬和吉君。

〔議会運営委員会副委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○議会運営委員会副委員長（廣瀬和吉君） 令和5年12月7日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会副委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会副委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和5年12月7日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和5年12月7日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること
に決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔議会広報常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（揚妻一男君） 令和5年12月7日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し

たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。
記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会副委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること
に決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(服部 晃君) お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時33分)

○議長(服部 晃君) 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時35分)

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第9、議案第19号 財産の取得に関し議決を求めることについて
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課事業係長、猪越慎也君。

[建設課事業係長 猪越慎也君登壇]

○建設課事業係長(猪越慎也君) 議案第19号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

- 1、取得する財産及び数量、ロータリ除雪車1台。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、5,522万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、502万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地、氏名、会津機械株式会社、代表取締役、山内宏。

提案理由をご説明申し上げます。

今回購入予定のロータリ除雪車は、9月補正予算において債務負担行為の設定をいただき、2年間かけて整備するもので、耐用年数の過ぎた平成8年式、27年経過のロータリ除雪車の更新であり、緊急自然災害防止対策事業債を活用して整備するものでございます。

機種につきましては、現在使用しているロータリ除雪車と同等のもので、湯本芝草地区にある村道芝草・鎌房線、林道道木沢線での除雪作業を予定しております。

また、随意契約により整備する経緯でございますが、本村に入札参加資格登録をしているロータリ除雪車取扱事業者が会津機械株式会社のみであることから、随意契約という形で整備をさせていただくものでございます。

議案第19号説明資料をお願いいたします。

30ページでございますが、こちらは購入仮契約書でございます。令和5年11月29日付で会津機械株式会社と仮契約を締結したところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが見積結果報告でございます。令和5年11月22日に見積り開封を行い、会津機械株式会社に決定した結果でございます。

次のページには、このたび購入予定としておりますロータリ除雪車の概要でございます。

購入物品、ロータリ除雪車（2.2メートル級）1台。オプションとして、雪切板、キャブ上作業灯、タイヤチェーン、スノータイヤなどを予定しております。

納入場所は、天栄村大字下松本字原畑地内。納入期限は、令和6年11月29日。購入金額は、税込み5,522万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 天栄村で保有している除雪重機というのは何台ぐらいあって、またその保管場所、あと保管状況、保管の仕方というのはどうなっているか伺います。

○議長（服部 晃君） 建設課事業係長、猪越慎也君。

〔建設課事業係長 猪越慎也君登壇〕

○建設課事業係長（猪越慎也君） お答えいたします。

現在、村で所有している除雪車につきましては、13台所有しております。

本庁管内の除雪車両の保管場所につきましては、役場庁舎隣、西側の砂利の部分のスペースに保管しております。湯本地区につきましては、湯本のコミュニティセンターの中のスノーステーションに保有しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 湯本は湯本ステーションと今聞いたんですけれども、建物内で保管しているということなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課事業係長、猪越慎也君。

〔建設課事業係長 猪越慎也君登壇〕

○建設課事業係長（猪越慎也君） お答えいたします。

湯本地区の車両につきましては、スノーステーションの車庫の中に保管しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 本庁管内においては、建物はなくてどういう保存状況というか、ブルーシートをかけたたりしている状況だったんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本庁管内においては、駐車場砂利のスペースのところにそのまま保管して、周りを囲って子どもたちとか入れないそういう対策をしながら、建物の中には入っていない状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 以前、服部議長も質問の中で、屋根つきの保管場所を造ったらどうか、私も以前その業者のほうから、屋根つきのそういう保管場は欲しいんだけどという話も聞いたことがありますけれども、村では、現在のように立入り禁止区域をつくって、やっぱり野ざらし状態という形で保管するという考えなのか、また、建物を建てる考えもあるのか、伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

多分、前にもお答えしたかと思うんですが、これは外で使う機械なので特に困る必要はないんですが、今後につきましては、保育所の整備、学校の整備等を踏まえた中で整備を検討していくというようなこととお話をしたかと思うんですが、今後もそのような中で進めていくというふうなことをご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 結構大きい金額の重機になりますので、大切に使用、保管していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、発議案第1号 天栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、大須賀溪仁君。

〔9番 大須賀溪仁君登壇〕

○9番（大須賀溪仁君） 発議案第1号 天栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により、天栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月7日提出。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

天栄村議会議長、服部晃殿。

理由。

地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、条例を制定するため、この案を提出するものであります。

天栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

(目的)

第1条、この条例は、天栄村議会議員（以下「議員」という。）が天栄村に対し請負（地方自治法昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条、議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号ニにおいて同じ。）における天栄村に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

第1号、請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

イ、請負の対象とする役務、物件等。

ロ、契約締結日。

ハ、契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額。

第2号、前号ニに掲げる総額の合計額。

第2項、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条、議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場

合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条、第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

第2項、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(服部 晃君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部 晃君) 日程第11、発議案第2号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 発議案第2号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年12月7日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

天栄村議会議員、服部晃殿。

提出理由。

新設された「看護職員処遇改善評価料」の処遇改善の対象者が全体の35%に限られていること。また、介護職員においては福島県の介護充足率の推計が全国最下位であり、必要数の4分の3に届かない状況にあることから、医療・介護従事者の賃金引上げなど処遇の改善を図り人材を確保する必要があるため。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

総務大臣

なお、意見書は別紙のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

- 議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で今定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。
-

◎招集者あいさつ

- 議長（服部 晃君） ここで招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 令和5年12月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月5日から本日までの3日間にわたりまして、令和5年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。
-

◎閉会の宣告

- 議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年12月定例村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 3時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 2月20日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 円 谷 要

署 名 議 員 大 浦 トキ子

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	12月6日	承認
2号	天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
3号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
4号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
6号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
7号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
8号	天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
9号	天栄村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定について	12月6日	原案可決
10号	岩瀬地方介護認定審査会共同設置規約の一部変更について	12月6日	原案可決
11号	岩瀬地方町村障害支援区分等審査会共同設置規約の一部変更について	12月6日	原案可決
12号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月6日	原案可決
13号	令和5年度天栄村一般会計補正予算について	12月7日	原案可決
14号	令和5年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
15号	令和5年度牧本財産区特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
16号	令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
17号	令和5年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月7日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
18号	令和5年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月7日	原案可決
19号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月7日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	天栄村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	12月7日	原案可決
発議2号	国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書の提出について	12月7日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
6	令和5年 11月16日	すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情	福島県福島市五月町 2-5 福島県医療労働組合 連合会 執行委員長 高橋 勝行	産業建設 常任委員会
7	令和5年 11月16日	健康保険証廃止の中止を求める陳情書	福島県福島市渡利番匠 町15-2 福島県社会保障推進 協議会 会長 佐藤 和久	総務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
6	令和5年 12月5日	すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情	採 択
7	令和5年 12月5日	健康保険証廃止の中止を求める陳情書	不 採 択